

行政事業レビュー外部有識者会合議事次第

日時：令和３年７月１９日（月）

１４：００～１６：００

場所：中央合同庁舎第６号館Ｂ棟

公正取引委員会審判廷（１９階）¹⁾

１ 開会

２ 行政事業レビュー

- (1) 競争政策研究センター
- (2) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査
- (3) 外部専門家を活用したデジタル分野の情報収集
- (4) 外部機関を活用したデジタル分野の情報収集

３ 講評

４ 閉会

【配布資料】

資料１ 出席者名簿

資料２ タイムスケジュール

資料３－１ 行政事業レビューシート（競争政策研究センター）

資料３－２ 行政事業レビューシート
（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査）

資料３－３ 参考資料
（消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査）

資料３－４ 行政事業レビューシート
（外部専門家を活用したデジタル分野の情報収集）

資料３－５ 行政事業レビューシート
（外部機関を活用したデジタル分野の情報収集）

資料４ 令和３年度行政事業レビューに係る行動計画
（令和３年４月９日公正取引委員会）

¹ 外部有識者３名は、Ｗｅｂ会議形式にて出席。

行政事業レビュー外部有識者会合 出席者名簿

令和 3 年 7 月 1 9 日

【外部有識者】¹

(五十音順, 敬称略)

公 認 会 計 士

池 谷 修 一

東京経済大学経済学部教授

中 村 豪

新潟大学法学部教授

南 島 和 久

【行政事業レビュー推進チーム】

官房政策立案総括審議官（総括責任者） 田 辺 治

官房総務課長（副総括責任者） 原 一 弘

官房参事官 菱 沼 功

官房総務課会計室長 三 浦 文 博

以上

¹ 外部有識者 3 名は, W e b 会議形式にて出席。

行政事業レビュー外部有識者会合

日時：令和3年7月19日（月）14：00～16：00

場所：公正取引委員会 審判廷（19階）

【タイムスケジュール】		
14:00～14:02	総括責任者	開会挨拶
14:02～14:04	会計室長	進行説明
（１）競争政策研究センター		
14:04～14:09	官房参事官	事業説明
14:09～14:24	外部有識者	質疑・議論，評価シートの記入
14:24 頃	（事務局）	評価シートの集約
14:24～14:28	総括責任者	評価結果の発表
（２）消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査		
14:28～14:33	上席転嫁対策調査官	事業説明
14:33～14:48	外部有識者	質疑・議論，評価シートの記入
14:48 頃	（事務局）	評価シートの集約
14:48～14:52	総括責任者	評価結果の発表
（３）外部専門家を活用したデジタル分野の情報収集		
14:52～14:57	デジタル市場企画調査室長	事業説明
14:57～15:12	外部有識者	質疑・議論，評価シートの記入
15:12 頃	（事務局）	評価シートの集約
15:12～15:16	総括責任者	評価結果の発表
（４）外部機関を活用したデジタル分野の情報収集		
15:16～15:21	デジタル市場企画調査室長	事業説明
15:21～15:36	外部有識者	質疑・議論，評価シートの記入
15:36 頃	（事務局）	評価シートの集約
15:36～15:40	総括責任者	評価結果の発表
【委員長に対する講評】		
15:45～15:55	外部有識者	評価（3分×3名）
15:55～15:58	委員長	評価に対する御発言
15:58～16:00	総括責任者	閉会挨拶

※ 外部有識者3名は，Web会議形式にて出席。

事業番号 2021 - 公取 - 20 - 0004

令和3年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	競争政策研究センター			担当部局庁	官房	作成責任者	
事業開始年度	平成15年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	参事官	菱沼 功	
会計区分	一般会計						
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-			関係する 計画、通知等	-		
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	事業者等に対する競争政策の定着及び競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化を通じて、競争的な市場環境の創出及び法執行・政策立案機能の強化を図ること。公正かつ自由な競争を促進させ、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進させること。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	競争政策研究センター(CPRC)の活動として、①事業者、法曹等の実務家における競争政策に係る理解の増進を図るとともに、競争政策に係る先端的な課題等に関する議論・検討を深めるための公開のシンポジウム・セミナーの開催、②競争政策上の諸課題について議論を行うための検討会の開催、③先端的な課題等について、職員及び学識経験者等との議論を経て執筆する論考(ディスカッションペーパー[DP])の発表、④企業・実務家・内外の研究者による講演会等の開催を行う。						
実施方法	直接実施						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	21.7	20.8	22.8	28	
		補正予算	-	-	-	-	
		前年度から繰越し	-	-	-	-	
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	
		予備費等	2.3	3.7	-	-	
		計	24	24.5	22.8	28	0
	執行額		24	24.5	7.2		
	執行率(%)		100%	100%	32%		
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		111%	118%	32%		
	令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目	令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由		
諸謝金		8.3					
委員等旅費		10.5					
経済実態等調査費		7.6					
職員旅費		1.7					
計		28	0				
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載					チェック		
定量的な目標 が設定できない 理由及び定 性的な成果目 標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績			
	研究活動やセミナー等の開催が活動の中心であり、政策等への反映状況について定量的な目標を設定することは困難である。			定性的な成果目標は、競争政策上の課題について議論を行うための検討会の実施等の活動を通じ、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化すること、及び公開のシンポジウム・セミナーの実施等により競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信を行うことで、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等による競争政策に係る理解の増進を図ることである。 平成30～令和2年度においては、業務提携に関する独占禁止法上の考え方に関する検討会の報告書や、12のディスカッションペーパーをウェブサイト上に掲載し、一定の関心を集めた。また、毎年度、公開のシンポジウム・セミナーを2回又は4回開催したところ、アンケート調査によれば、テーマ選定に係る参加者の満足度はいずれの回とも高く(詳細は下記参照)、参加者にとって有益なイベントであったといえる。			

定量的な成果目標の設定が困難な場合	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 年度
		競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点等に関する情報発信を行う。	公開のシンポジウム・セミナーの開催回数 ※令和2年度からは、左記目標に係る政策効果を質的にも測定することとしたため、公開のシンポジウム・セミナーの質をより一層向上させるための開催準備等に必要な人員、期間等を踏まえて指標の目標値を変更	実績	回	4	2	4	-	-
			目標値	回	4	4	3	3	-	
			達成度	%	100	50	133	-	-	
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 年度
		事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等による競争政策に係る理解の増進を図る。	公開のシンポジウム・セミナーにおけるテーマ選定について参加者が満足した割合(5段階評価で上から2番目までを満足していると評価)(令和元年度まで) 同シンポジウム等における競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合(令和2年度から)※令和元年度の行政事業レビュー推進チーム所見を反映	実績	%	87.4	80.1	90	-	-
			目標値	%	-	-	-	85	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 年度
		同上	公正取引委員会ウェブサイトにおけるCPRCが開催した検討会に係る情報へのアクセス件数	実績	件	-	-	7,587	-	-
				目標値	件	-	-	-	8,000	-
				達成度	%	-	-	-	-	-
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込	
	公開のシンポジウム・セミナーの開催回数		活動実績	回	4	2	4	-	-	
			当初見込み	回	4	4	3	3	3	
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	公開セミナー開催に係る経費／開催回数		単位当たりコスト	円	32,919	-	221,706	581,000		
			計算式	円/回	32,919/1	-	443,412/2	581,000/1		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	公開のシンポジウム開催に係る経費／開催回数		単位当たりコスト	円	2,530,107	4,350,245	794,371.5	4,305,500		
			計算式	円/回	7,590,321/3	8,700,490/2	1,588,743/2	8,611,000/2		

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	競争政策の普及啓発等 3											
	施策	競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化 3-4											
	測定指標	定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度		目標年度		
		公開のシンポジウム・セミナーの実施状況 ①開催回数	実績値	回	4	2	4	-		-			
			目標値	回	4	4	3	3		-			
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度		目標年度		
		公開のシンポジウム・セミナーの実施状況 ②競争法・競争政策について参加者の理解・関心が向上した割合(令和2年度からの新規指標)	実績値	%	-	-	90	-		-			
			目標値	%	-	-	-	85		-			
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度		目標年度		
		公正取引委員会ウェブサイトのCPRCディスカッション・ペーパーのトップページへのアクセス件数	実績値	件	3,417	2,361	2,326	-		-			
			目標値	件	-	-	-	2,500		-			
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 年度		目標年度		
			実績値										
			目標値										
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 年度		目標年度		
			実績値										
			目標値										
		定性的指標		目標		目標年度	施策の進捗状況(目標)						
							施策の進捗状況(実績)						
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
	競争政策研究センターにおいて公開のシンポジウム・セミナー等を継続的に実施することにより、競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報を発信し、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等による競争政策に係る理解を増進し、もって競争的な市場環境を創出する。												

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	競争政策の重要性が高まる中、独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化することは、国民や社会のニーズを的確に反映しているといえる。 また、公開のシンポジウム・セミナーには、競争政策に関心のある事業者や法曹等が多数参加しており、テーマ選定に係る満足度も高い水準を維持できていることから、国民のニーズが的確に反映されている。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するとの目的に照らして、実際に法運用を行う公正取引委員会が、その政策的問題意識を踏まえて、主体的に研究活動を行い、中長期的な政策課題を発見するとともに、これまでの執行活動等へのフィードバックを得る必要があることから、地方自治体、民間等に委ねることができない。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価は、経済学等に理論的基礎を置いている。そのため、経済学等の理論的基礎を法運用や政策に適切に応用していくために、外部の研究者や実務家といった知的資源と公正取引委員会職員との間で、競争政策に関する情報を共有し、密接に意見交換を行う機能的・持続的な環境を整備することは、必要かつ適切であり、優先度が高い。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先の選定に当たっては、見積り合わせを実施して競争性の確保・コストの削減に努めている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	音声反訳業務に係る一般競争入札については、一者応札であったが、法務省との共同調達によってコスト削減に努めた結果である。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	特命随意契約となった調達は4件発生したが、仕様を満たすサービスを提供する業者が一者しかない、当委員会が既に調達していたライセンスに紐づける必要があるため新たに業者を選定できない等、やむを得ない事情があったものであり、支出先の選定は妥当なものであった。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	公開のシンポジウム等の講演者に対し謝金を支払っているところ、規則・統一単価に基づいている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	研究成果の普及等の事業目的の実現に必要な不可欠かどうかを慎重に吟味した上で経費支出の可否を判断している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため対面で開催する予定だったシンポジウムをオンライン開催に変更し、会場の借り上げ費用や招聘する専門家に対して支払う旅費が不要となった等、新型コロナウイルスの感染拡大という外的要因によって大きな不用率となったものであり、不適切・非効率な予算執行が原因であるわけではないため、妥当である。
事業の有効性	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	検討会における議論等の文字起こしの作成については、法務省と共同で調達した音声反訳業務により行った。 また、提供された役務に係る費用と便益を比較し、令和3年度からは一部役務の継続的な利用を取りやめ、引き続きコスト削減に努めている。
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	競争政策上の課題に関して議論するための検討会の開催や、ディスカッションペーパーの執筆等により、専門家等による研究成果を活発に公表している。 また、競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報発信のため、公開のシンポジウム・セミナーを定期的に開催しており、参加者の満足度も高い。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	公開のシンポジウム・セミナーの開催実績は当初の見込みと同等以上となっている。また、専門家等が参加した検討会やワークショップ等を活発に開催し、研究成果を公表している。
事業の有効性	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	ウェブサイト上に公表された検討会の報告書やディスカッションペーパーについては一定のアクセス数が認められ、また、公開のセミナー・シンポジウムには多数の参加者が認められることから、事業者、実務家等には競争政策に関する理解の促進のために、研究者には関連するテーマに係る研究において参考にするために、これらの成果物が積極的に活用されているといえる。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-		
	所管府省名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	競争政策上の先端的な課題に関する複数のディスカッションペーパーを公表した。また、令和2年11月から、データを活用した事業における競争をより活発にするための方策につき検討を行うこと等を目的として「データ市場に係る競争政策に関する検討会」を開催し、令和3年度には報告書の公表が見込まれている。このように、新たな競争政策上の課題に対応するための活発な研究活動が継続されている。 さらに、当初目標とした回数の公開セミナー及び国際シンポジウムを継続的に実施することにより、競争政策の重要性や競争政策に係る最近の主要な論点に関する情報を発信し、事業者、法曹等の実務家、行政機関の職員等における競争政策に係る理解を増進してきている。			
	改善の方向性	活発な研究活動が継続され、事業者等の競争政策に係る理解の増進に貢献しているが、競争政策研究センターにおいてより一層有益な研究活動及び情報発信を行うことを目指して、関係する専門家等にとって重要な研究活動等の場となるべく、国内外の研究者に対する積極的なアウトリーチを行い、センターの活動に対する認知度を高めていくとともに、これまで実施した研究に携わった専門家等との間で恒常的に当委員会職員が情報共有・議論を行い、継続的な協力関係を維持する。			
外部有識者の所見					
行政事業レビュー推進チームの所見					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
備考					
競争政策研究センターによる研究会の報告書等 https://www.jftc.go.jp/cprc/					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	③(6)				
平成23年度	⑩				
平成24年度	⑩				
平成25年度	④				
平成26年度	④				
平成27年度	0004				
平成28年度	0004				
平成29年度	0004				
平成30年度	0004				
令和元年度	公正取引委員会 - 0004				
令和2年度	公正取引委員会 - 0004				

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

公正取引委員会
7.2百万円

競争政策研究センターの運営
(非常勤職員手当てを除く)

A. 競争政策研究センター
所長・主任研究官・客員研究員及び外部有識者(54者)
3.9百万円

【随意契約(その他)等】

B. 民間事業者(7者)
1.2百万円

C. 公開のシンポジウム・セミナー講演者(11者)
0.3百万円

【随意契約(その他)等】

D. 民間事業者(6者)
1.7百万円

競争政策上の諸課題について議論する検討会や職員向け講演会等への出席

競争政策上の諸課題について議論する検討会等のオンライン開催、研究活動に必要なデータベースや文献

公開のシンポジウム・セミナーへの出席

公開のシンポジウム・セミナーのオンライン開催、同時通訳、音声反訳等

費目・使途
(「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.

B.

C.

D.

計

計

計

計

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

6

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A		競争政策研究センターにお ける会議への出席等	0.9				
2	個人B		競争政策研究センターにお ける会議への出席	0.5				
3	個人C		競争政策研究センターにお ける会議への出席	0.5				
4	個人D		競争政策研究センターにお ける会議への出席等	0.5				
5	個人E		競争政策研究センターにお ける会議への出席	0.4				
6	個人F		競争政策研究センターにお ける会議への出席	0.1				
7	個人G		ディスカッションペーパーの 執筆等	0.1				
8	個人H		ディスカッションペーパーの 執筆等	0.1				
9	個人I		ディスカッションペーパーの 執筆等	0.1				
10	個人J		競争政策研究センターにお ける会議への出席	0.1				

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ユサコ株式会社	2010401030329	論文データベースの利用 料	0.5	随意契約 (その他)			
2	株式会社第一写真 堂	5010401017488	ウェブ会議用音響機器の 購入	0.2	随意契約 (少額)			
3	株式会社アジリティ	4010001145277	音声反訳業務	0.2	一般競争契約 (最低価格)	1		
4	株式会社タハラオ フィスプランニング	5010001022285	Web会議用機材の購入	0.1	随意契約 (少額)			
5	ビッグロープ株式会 社	2010001146797	モバイル通信サービス及び モバイルルーターの調達	0.1	随意契約 (少額)			
6	株式会社セイワビジ ネスサプライズ	2010401015610	Web会議サービスのライセ ンス購入	0.1	随意契約 (その他)			
7	株式会社三省堂書 店	7010001016830	定期刊行物及び書籍の購 入	0	随意契約 (少額)			

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社Maas Tech Japan	2010001196082	公開のシンポジウムにお ける講演	0				
2	個人A		公開のシンポジウムにお ける講演	0				
3	個人B		公開のシンポジウムにお ける講演	0				
4	個人C		公開のシンポジウムにお ける講演	0				
5	個人D		公開のシンポジウムにお ける講演	0				
6	個人E		公開のシンポジウムにお ける講演	0				
7	個人F		公開のシンポジウムにお ける講演	0				
8	個人G		公開のセミナーにおける講 演	0				
9	個人H		公開のセミナーにおける講 演	0				
10	個人J		公開のシンポジウムにお ける講演	0				

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	ケイワイトレード株式会社	2010401009356	同時通訳の委託	0.9	随意契約 (その他)			
2	株式会社セイワビジネスサプライズ	2010401015610	Webセミナーシステムのライセンス購入	0.6	随意契約 (その他)			
3	株式会社アジリティ	4010001145277	音声反訳業務	0.1	一般競争契約 (最低価格)	1		
4	株式会社アドカルチャー・ワークス	2010001141740	フライヤーデザインの制作	0.1	随意契約 (少額)			
5	株式会社コングレ・グローバルコミュニケーションズ	4010401099016	講演資料の翻訳	0	随意契約 (少額)			
6	株式会社インターグループ	8120001060882	講演資料の翻訳	0	随意契約 (少額)			

事業番号 2021 - 公取 - 20 - 0007

令和3年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に係る大規模書面調査			担当部局庁	経済取引局取引部	作成責任者						
事業開始年度	平成26年度	事業終了 (予定) 年度	令和3年度	担当課室	取引企画課	池田 卓郎						
会計区分	一般会計											
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法第4条、第6条、第14条、第15条、同法附則第2条第2項			関係する 計画、通知等	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(中間整理の具体化)(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)							
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	消費税の転嫁拒否等の違反行為を受けることが多い中小事業者等は違反行為者に対し立場が弱く、自ら被害を申し出ることが期待できない実態がある。また、中小事業者等が消費税を円滑かつ適正に転嫁できる環境を整備するためには特措法違反行為に対する監視の範囲を最大限に広げる必要があり、そのためには、すべての事業者が違反被疑情報を申告できる機会を確保することが重要となる。そのため、中小企業庁と合同で悉皆的な書面調査を実施し転嫁拒否行為等について積極的な情報収集を行い、問題のある行為に対して迅速かつ厳正に対処することを目的としている。											
事業概要 (5行程度以内。別添可)	大規模な書面調査を実施するため、下記の事業を実施する。 ①調査票、回答用紙、往信用封筒、返信用封筒、パンフレット、リーフレットについて所要の部数を印刷し、対象事業者約630万者に対して送付する。 ②コールセンターを設置し、回答者からの問い合わせに対応する。 ③返送された回答用紙の内容を入力し、違反の疑いのある事業者を抽出する。 ④違反行為が疑われる事業者に対しては、公正取引委員会・中小企業庁等において消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査を行い、問題のある行為に対して迅速かつ厳正に対処する。 なお、消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月末で失効するものの、経過措置規定(同法附則第2条第2項)により、法失効前に行われた違反行為への調査・指導等が失効後も引き続き行うことができるとされている一方、令和3年度に書面調査を行わなければ前回調査票発送(令和2年5月ほか)から令和3年3月までに発生した違反行為がカバーできなくなるなどから、法失効後の令和3年度は書面調査を実施することとしている。											
実施方法	委託・請負											
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求					
		補正予算	-	-	-							
		前年度から繰越し	-	-	-							
		翌年度へ繰越し	-	-	-							
		予備費等	-	-	-							
		計	475	545	455	413	0					
	執行額		370	434	409							
	執行率(%)		78%	80%	90%							
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		78%	80%	90%							
	歳出予算目		令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由							
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	消費税転嫁対策委託費		413	0	・大規模書面調査の実施は令和3年度までとし、令和4年度は当該書面調査に係る予算を要求しないことによる。							
	計		413	0								
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 年度	目標最終年度 3 年度		
	書面調査の実施により調査対象とされた案件を事業実施期間中に処理する。 なお、令和2年度においては、調査対象とされた案件のうち95%以上処理する。 ※消費税転嫁対策特別措置法の失効を控えた令和2年度については、一層の迅速処理に努めるべく、目標値を95%に引き上げる。 ※書面調査は令和3年度が最終年度であることから目標最終年度もこれに合わせる。		書面調査の回答を端緒とした調査対象案件に対する事件処理件数の割合 〔令和2年度成果実績〕 計算式=(書面調査の回答を端緒とした措置件数の当該年度までの累計値)÷(書面調査の回答を端緒とした調査対象案件の発生数の当該年度までの累計値)		成果実績	92.6	96.6	97.8	-	-		
					目標値	80	80	95	-	100		
					達成度	%	116	121	103	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	書面調査の回答を端緒とした調査対象案件数及び事件処理件数											
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込		
	書面調査の調査票発送数				活動実績	万件	619	655	644	-		
					当初見込み	万件	615	653	638	-		

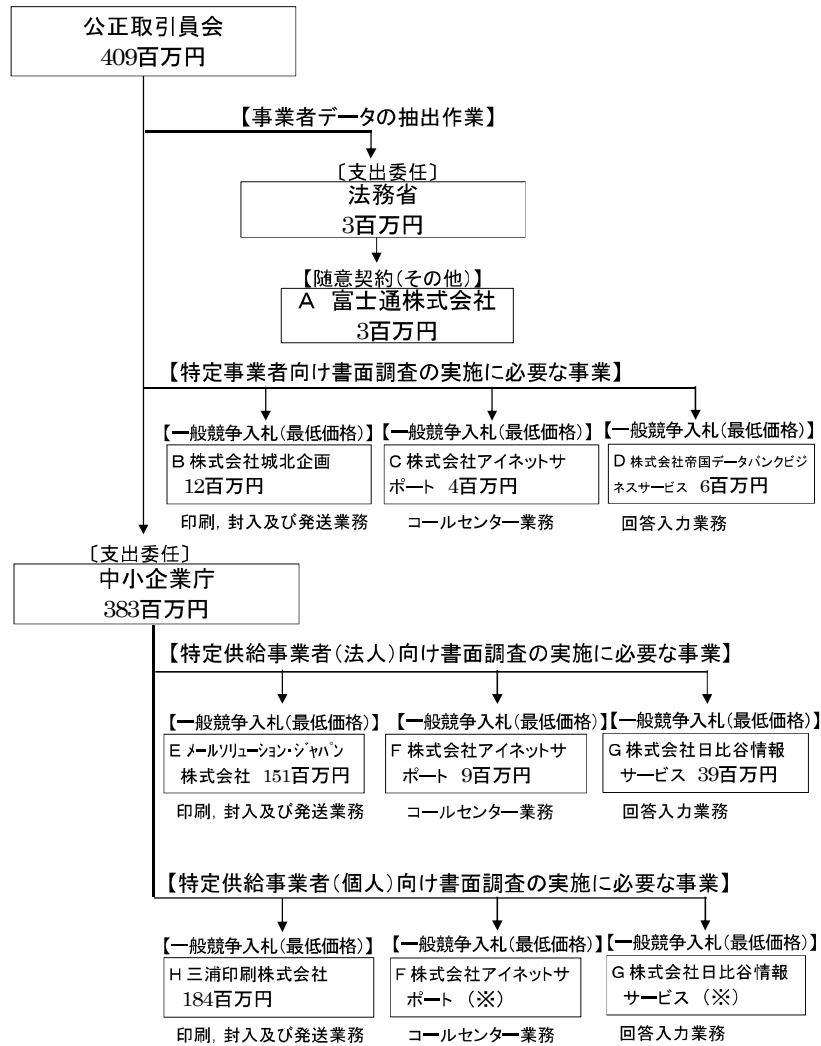
単位当たりコスト			算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込			
			大規模書面調査に係る経費／書面調査票発送数		単位当たりコスト	円	60	66	64	66		
					計算式	/	36,977万/619万	43,403万/655万	40,897万/644万	41,271万/630万		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策評価	政策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4									
		施策	消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保 4-1									
		測定指標	定性的指標	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)						
			-	-	-	-						
						施策の進捗状況(実績)						
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
		大規模書面調査を実施することによって、商品や役務(サービス)を供給している事業者が、取引先事業者(買手事業者)から消費税の転嫁拒否等の行為を受けていないかの情報を積極的に収集し、問題となる行為の是正につなげることは、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保に資する。										
	新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-								
		KPI (第一階層)			単位	計画開始時年度	2年度	3年度	中間目標年度	目標最終年度		
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	-			
		KPI (第二階層)			単位	計画開始時年度	2年度	3年度	中間目標年度	目標最終年度		
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	-	
		達成度		%	-	-	-	-	-	-	-	

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	令和元年10月には消費税率10%への引上げが実施されたところ、消費税率8%引上げ時の運用において、引上げ後5年超にわたり勧告事件を含む多数の違反事件が摘発されていることを踏まえ、増税後間もない時期において、違反行為についての情報を積極的に収集し、是正を図ることは、国民や社会のニーズを反映したものといえる。 なお、消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月末で失効するものの、①前記のとおり、前回調査票発送(令和2年5月ほか)から令和3年3月までに発生した違反行為をカバーする必要があることや、②「令和3年度与党税制改正大綱」(令和2年12月、自由民主党・公明党)において「消費税転嫁対策特別措置法は、令和3年3月31日限りでその効力を失うこととなるが、期限内に行われる消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りについては、その後も継続する」と明記されていることなどを踏まえ、法失効前に行われた違反行為の情報収集の観点から、法失効後の令和3年度は書面調査を実施することとしている。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	消費税転嫁対策特別措置法に基づき、転嫁拒否等の行為に対する事件調査・是正措置は、国(公正取引委員会、主務大臣等)が行うこととされている。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針(平成24年10月26日消費税の円滑かつ適正な転嫁に関する対策推進本部)において、書面調査の実施による違反被疑情報の収集、転嫁拒否等の行為に対する調査等を行い、転嫁を受け入れることなどの必要な指導を行うことが強く求められている。 なお、上記のとおり、与党税制改正大綱等で消費税転嫁対策特別措置法が失効した後もなお消費税転嫁拒否行為に対する監視・是正を行うことが求められているなど、法失効後においても、引き続き優先度の高い事業であるといえる。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	書面調査実施に係る委託事業者の選定では、一般競争入札を行い、広く調達先を確保するなど、競争性を確保したものとしている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	—
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	全ての事業において一般競争入札を行うことにより、競争性の確保とコスト削減を図っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	○	委託先事業者が再委託を行う際には、委託契約の締結の前に再委託の必要性や資金の流れについて確認を行い、また、支出額の確定検査を実施し、合理的な支出となっているか、厳正に確認している。
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	事業者からの実績報告を検査し、事業目的に即して必要なものに限定されているか確認している。
	不用率が高い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	一般競争入札を行うことにより、競争性が確保されていることで、経費を想定よりも抑えることができたため。
	繰越額が高い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	—
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	・令和2年度特定供給事業者向け書面調査においては、令和元年度の行政事業レビューにおける有識者からの指摘を踏まえ、インターネットを利用した書面調査の回答(中小企業庁のウェブサイト上の「申告受付窓口」のページからの回答)について、当該ウェブサイトに係るURLをQRコード化するとともに当該QRコードを調査票に掲載することにより、URL入力に係る回答者の負担を軽減させ、インターネットを利用した回答数を増加させるための工夫を行った。この結果、インターネットを利用した回答数について、令和元年度の4940件に対し、令和2年度は12,936件に増加した。 ・令和2年度特定事業者向け書面調査においては、押印を不要とし、電子メールによる回答も受け付けることとし、回答者が回答しやすい工夫を行った。また、入力業務の効率化のため、企業別に振り付けた番号をバーコードにより把握する方法を導入した。 ・書面調査の発送に当たって、送付先の重複を排除するため、先に実施した書面調査の結果を踏まえ、宛先不明分を発送先から除外するなど、効率的な執行を図っている。 ・過去の書面調査において設問の意図に反する回答が認められる要因を検討し、令和2年度の調査票の設計においては、設問の内容及び用語の定義をより明確化するなどの工夫を行った。

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	調査対象案件のうち、処理件数を9割以上とするという成果目標に対し、成果実績は97.8%であり、成果目標を達成している。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-	—
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	調査対象とされた全ての事業者に対して書面調査を実施しており、活動実績は見込みに見合っている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	事件処理件数のうち、勧告及び指導した事案では、転嫁拒否等行為によって発生した被害額を回復させており、違反行為に対する是正措置が採られている。
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		○	消費税の円滑かつ適正な転嫁・価格表示に関する対策の基本的な方針に基づき、書面調査を行うこととされている公正取引委員会と中小企業庁は重複排除のため、書面調査を合同で行うとともに、書面調査に要した経費を折半して支出している。 また、特措法違反行為の防止又は是正のために必要なときは、情報の提供又は協力を求めることとしている。
	所管府省名	事業番号	事業名	
	経済産業省	0170	消費税転嫁状況監視・検査体制強化等事業	
点検・改善結果	点検結果	消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査業務等については、令和元年10月の消費税率10%への引上げを踏まえ、引き続き厳正な執行に取り組む必要があるところ、費用の支出について効率的な執行に努めるために、過去の行政事業レビューにおける有識者からの指摘等を踏まえ、インターネットを利用した回答数を増加させるための工夫を継続して実施するとともに、設問内容の改善、送付先の重複排除等、効率性と有効性を踏まえた大規模書面調査を実施している。		
	改善の方向性	・消費税転嫁対策特別措置法は令和3年3月末で失効するものの、前記のとおり、前回調査票発送(令和2年5月ほか)から令和3年3月までに発生した違反行為をカバーする必要があることなどから、効率性・有効性を踏まえた以下の工夫を引き続き行った上で、法失効後の令和3年度は特定供給事業者向け書面調査を実施する。 ・令和3年度書面調査においては、令和元年度から実施しているインターネットを利用した書面調査の回答数を増加させるべく、①当該ウェブサイトのURLに係るQRコードについて、令和2年度から実施している書面調査の送付状への掲載に加えて、発送用封筒にも掲載するとともに、②検索エンジンを通じて当該ウェブサイトを表示しやすくするための検索キーワード(「消費税転嫁拒否等申告受付窓口」)を記載するなどの工夫を行った。 ・消費税転嫁対策特別措置法の失効後である令和3年度においても書面調査を実施することについて、回答者の理解がスムーズに得られるよう、同法の経過措置規定(同法附則第2条第2項)について分かりやすく解説した資料を作成し、書面調査に同封した。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年度	—			
平成23年度	—			
平成24年度	—			
平成25年度	—			
平成26年度	新26-1			
平成27年度	0007			
平成28年度	0007			
平成29年度	0007			
平成30年度	0007			
令和元年度	公正取引委員会 - 0007			
令和2年度	公正取引委員会 - 0007			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



(※)業務内容が同一であることから, 同じ事業者に一括して発注している。

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.富士通株式会社			B.株式会社城北企画		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	消費税転嫁等 対策委託費	書面調査発送事業者のデータ抽出作業	3	消費税転嫁等 対策委託費	特定事業者向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	12
	計		3	計		12
	C.株式会社アイネットサポート			D.株式会社帝国データバンクビジネスサービス		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	消費税転嫁等 対策委託費	特定事業者向け書面調査に係るコールセンター業務	4	消費税転嫁等 対策委託費	特定事業者向け書面調査に係る調査票の回答入力業務	6
	計		4	計		6
	E.メールソリューション・ジャパン株式会社			F. 株式会社アイネットサポート		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者(法人)向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	151	消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者向け書面調査に係るコールセンター業務	9
	計		151	計		9
	G.株式会社日比谷情報サービス			H.三浦印刷株式会社		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者向け書面調査に係る回答入力業務	39	消費税転嫁等 対策委託費	特定供給事業者(個人)向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	184
	計		39	計		184

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通株式会社	1020001071491	書面調査発送事業者のデータ抽出作業	3	随意契約 (その他)			

B

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社城北企画	7011601003251	特定事業者向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	12	一般競争契約 (最低価格)	6	-	

C

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社アイネットサポート	9011101054264	特定供給事業者向け書面調査に係るコールセンター業務	4	一般競争契約 (最低価格)	5	-	

D

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社帝国データバンクビジネスサービス	2010001086143	特定事業者向け書面調査に係る調査票の回答入力業務	6	一般競争契約 (最低価格)	6	-	

E

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	メールソリューション・ジャパン株式会社	8010001090081	特定供給事業者(法人)向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	151	一般競争契約 (最低価格)	2	-	

F

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社アイネットサポート	9011101054264	特定供給事業者向け書面調査に係るコールセンター業務	9	一般競争契約 (最低価格)	3	-	

G

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	株式会社日比谷情報サービス	4010401025211	特定供給事業者向け書面調査に係る回答入力業務	39	一般競争契約 (最低価格)	2	-	

H

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	三浦印刷株式会社	6010601015695	特定供給事業者(個人)向け書面調査に係る印刷、封入及び発送業務	184	一般競争契約 (最低価格)	2	-	

参 考 資 料

参考 1	消費税転嫁対策特別措置法の目的及び概要	1
参考 2	消費税転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム置ける書面調査 の役割等	3
参考 3 - 1 - ①	令和 2 年度特定事業者（買手側）向け調査票（令和 2 年 5 月発送）	13
参考 3 - 1 - ②	前記の実際の調査票	18
参考 3 - 1 - ③	公正取引委員会のホームページにおける令和 2 年度特 定事業者向け書面調査の案内ページ	19
参考 3 - 2 - ①	令和 2 年度特定供給事業者（売手側）向け調査票（令 和 2 年 5 月発送）	20
参考 3 - 2 - ②	前記調査票の依頼状に記載の QR コードのリンク先 （ウェブサイト上の回答フォーム）	26
参考 3 - 2 - ③	令和 3 年度特定供給事業者（売手側）向け調査票（令 和 3 年 5 月発送）	30
参考 4	執行額等と運用実績の経年比較〔公取部分〕	36
参考 5	消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査結果の推移につい て（価格転嫁の状況）	37
参考 6	消費税転嫁対策特別措置法の運用による影響等について . . .	38

法律の目的及び概要

1. 目的

平成26年4月及び令和元年10月の消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保するため、特定事業者による消費税の転嫁拒否等の行為を迅速かつ効果的に是正し、また、消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為並びに価格の表示について特別の措置を講じるため、所要の法整備を行うもの。

2. 概要

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置

消費税の転嫁拒否等の行為を取締り、当該行為を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第2 消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置

消費者の誤認を招き、他の事業者による円滑な転嫁を阻害する宣伝・広告等を是正又は防止するために必要な法制上の措置を講じる。

第3 価格の表示に関する特別措置

消費税の総額表示義務について、表示する価格がその時点における税込価格であると誤認されないための措置を講じている場合に限り、税込価格を表示することを要しないための必要な法制上の措置を講じる。

第4 消費税の転嫁及び表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置

事業者又は事業者団体が行う転嫁カルテル及び表示カルテルについて、平成元年の消費税導入時と同様の独占禁止法の適用除外制度を設ける。

＜平成25年10月1日から施行し、令和3年3月31日限りでその効力を失う。＞

（法律改正により、同法の期限は、平成30年9月30日から令和3年3月31日に延長された。）

第1 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置①

1. 法律の対象となる事業者

	特定事業者(転嫁拒否等をする側)(買手)	特定供給事業者(転嫁拒否等をされる側)(売手)
①	大規模小売事業者	大規模小売事業者に継続して商品又は役務を供給する事業者 (注2)
②	右欄の特定供給事業者から継続して 商品又は役務の供給を受ける法人事業者 (注1)	○資本金等の額が3億円以下の事業者 ○個人事業者等 (注2)

(注1) 地方公共団体や独立行政法人などの法人であっても、事業を行っていれば特定事業者に該当する。

(注2) 消費税の免税事業者であっても特定供給事業者に該当する。

2. 大規模小売事業者の定義(公正取引委員会規則)

- 特定事業者となる「大規模小売事業者」(公正取引委員会規則で定めるもの)
一般消費者により日常使用される商品の小売業を行う者で、次の①又は②のいずれかに該当するもの
 - ① 前事業年度における売上高が100億円以上である者
 - ② 次のいずれかの店舗を有する者
 - ・ 東京都特別区及び政令指定都市において、店舗面積が3,000㎡以上
 - ・ その他の市町村において、店舗面積が1,500㎡以上
- (注) コンビニエンスストア本部等のフランチャイズチェーンの形態をとる事業者を含む(この場合、上記①の売上高については加盟する者の売上高を含む。)

3. 特定事業者の遵守事項

特定事業者は、特定供給事業者に対し、以下に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 消費税の転嫁拒否等の行為

① 減額、買ったとき

- ・ 商品又は役務の対価の額を事後的に減額することにより、消費税の転嫁を拒否すること
- ・ 商品又は役務の対価の額を通常支払われる対価に比べて低く定めることにより、消費税の転嫁を拒否すること

② 商品購入、役務利用又は利益提供の要請

- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに商品を購入させ、又は役務を利用させること
- ・ 消費税の転嫁に応じることと引換えに金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること

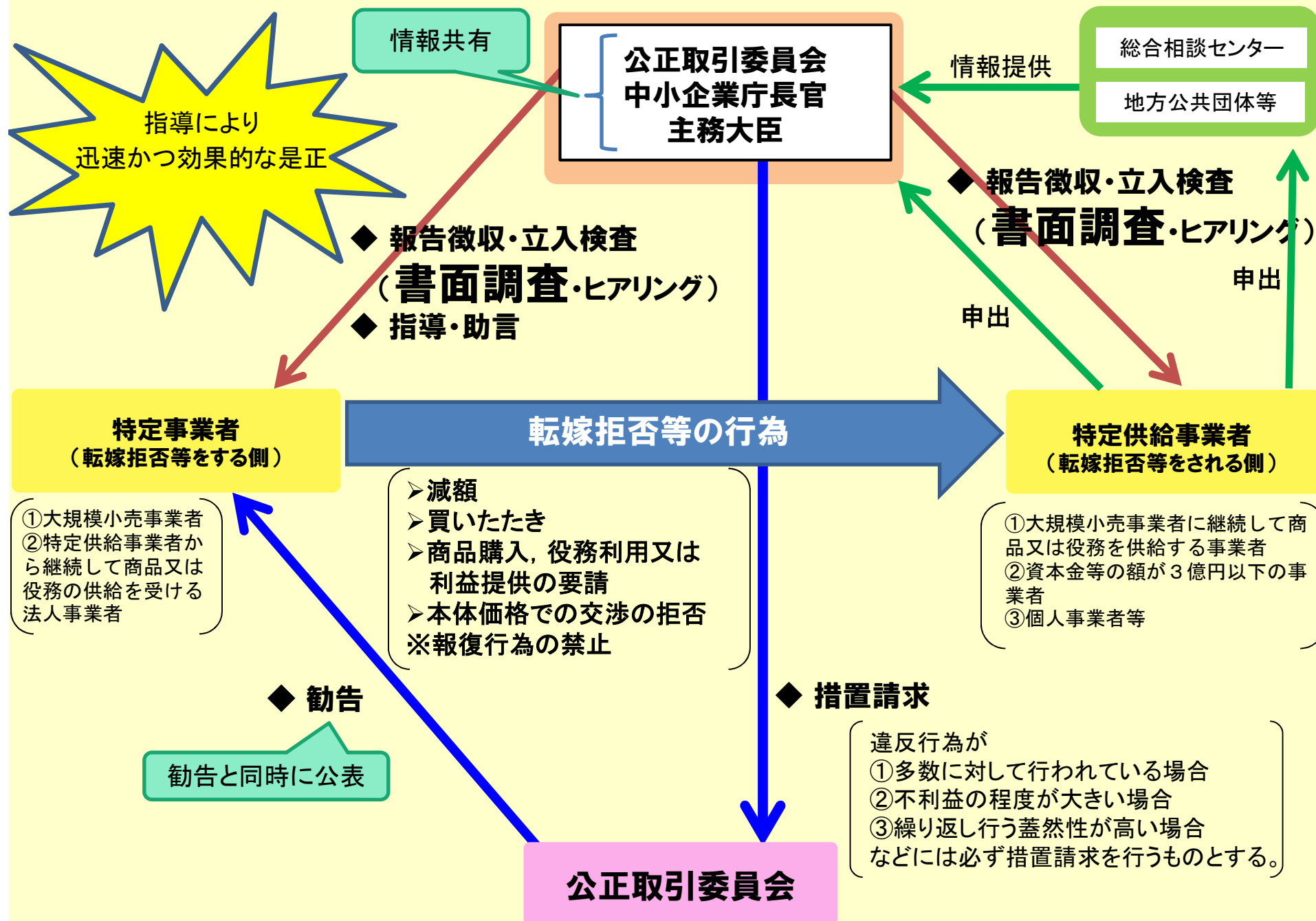
③ 本体価格での交渉の拒否

- ・ 商品又は役務の対価に係る交渉において本体価格(消費税を含まない価格)を用いる旨の申出を拒むこと

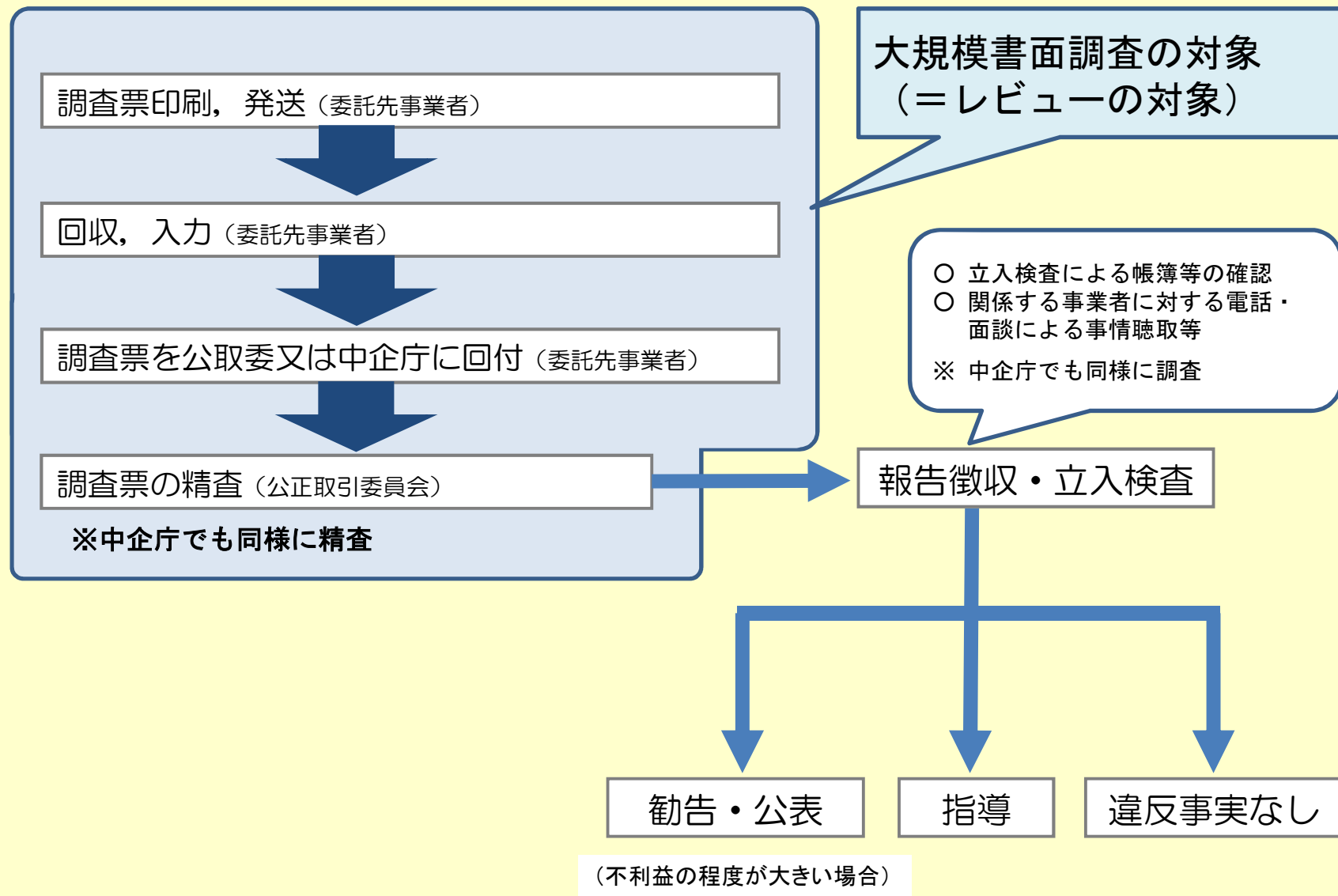
(2) 報復行為

特定供給事業者が公正取引委員会等に転嫁拒否等の行為に該当する事実を知らせたことを理由として、取引の数量を減じ、取引を停止し、その他不利益な取扱いをすること

第1 消費税の転嫁拒否等の行為に対する処理スキーム



大規模書面調査から、調査～措置までの概略



調査・取締り状況（平成25年10月～令和3年3月末まで）

表1 転嫁拒否行為に対する対応状況（注1）

調査着手	立入検査	指導 (注2)	勧告 (注4)	措置 請求
13,937件	7,833件	6,504件 (203件)	59件 (13件)	13件

(注1) 調査着手、立入検査及び指導の各件数は、公正取引委員会及び
中小企業庁の合算。
(注2) 転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金
支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
(注3) 括弧内は、大規模小売事業者に対する勧告又は指導件数。
(注4) 勧告は、公正取引委員会のみが行う。

表2 勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	499件	6件	505件
買いたたき (注5)	6,009件	57件	6,066件
商品購入・役務利用 ・利益提供の要請	94件	0件	94件
本体価格での 交渉の拒否	284件	0件	284件
合計（注6）	6,886件	63件	6,949件

(注5) 買いたたきの勧告及び指導件数には、平成26年3月31日以
前に減額行為があり、同年4月1日以降に違反のおそれがあるも
のを含む。

(注6) 事業者の中には、複数の行為を行っている場合があり、表1及
び表3に記載の件数とは一致しない。

表3 勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注7）

業種	指導	勧告	合計
建設業	991件	5件	996件
製造業	1,297件	2件	1,299件
情報通信業	839件	9件	848件
運輸業（道路貨物 運送業等）	337件	2件	339件
卸売業	402件	1件	403件
小売業	517件	13件	530件
不動産業	280件	9件	289件
技術サービス業 （広告・建築設計 業等）	421件	1件	422件
学校教育・教育支 援業	200件	4件	204件
その他（注8）	1,220件	13件	1,233件
合計	6,504件	59件	6,563件

(注7) 複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった
場合は、当該事業者の主な業種を1件として計上している。

(注8) 「その他」は、娯楽業、事業サービス業（ビルメンテナ
ス業・警備業等）等である。

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

令和3年3月末時点

1	㈱JＲ東日本ステーションリテイリング (平成26年4月23日)	駅構内等で食料品、衣料品等を販売する㈱JR東日本ステーションリテイリングは、消費税率の引上げに伴う売上高の減少を防止するため、納入業者に対し、仕入価格を通常支払われる仕入価格に比べ3%程度低く設定することになる販売促進企画への参加を要請した。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
2	㈱三城 (平成26年6月12日)	メガネ等を販売する㈱三城は、消費税率の引上げに対応するため、店舗の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
3	山形市立病院済生館 (平成26年6月17日)	山形市立病院済生館は、消費税率の引上げに対応するため、医療材料の納入価格を引き下げることとし、納入業者に対し、平成25年度下期の納入価格に一定率を乗じた額等を減じて算出した医療材料ごとの納入価格の目標値を定めた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
4	一般社団法人東京都自転車商防犯協力会 (平成26年6月26日)	東京都公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人東京都自転車商防犯協力会は、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託手数料を据え置いた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
5	一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会 (平成26年6月26日)	兵庫県公安委員会が指定する自転車の防犯登録を行う一般社団法人兵庫県自転車防犯登録会は、消費税率の引上げに伴う自らの経費の負担を回避するため、防犯登録業務を委託している自転車販売店等に対し、消費税率の引上げ前の額より更に低い委託手数料を定めた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
6	㈱ルネサンス (平成26年7月24日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む㈱ルネサンスは、消費税率の引上げに対応するため、スポーツ指導を行う個人事業者に対し、免税事業者に該当することを理由として、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置く等した。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
7	産業機械健康保険組合 (平成26年8月1日)	健康保険給付事業及び保健・福祉事業を営む産業機械健康保険組合は、健康診断に関する委託契約を締結している病院等に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

8 ～ 10	吉野家グループ ㈱吉野家資産管理サービス ㈱北日本吉野家 ㈱中日本吉野家 (平成26年9月24日)	店舗等の賃貸借等の事業を営む㈱吉野家資産管理サービス、外食業を営む㈱北日本吉野家及び㈱中日本吉野家の3社は、それぞれ、店舗所有者(賃貸人)の一部に対し、賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせず、又は賃料の消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 前段(減額)及び同号後段 (買いたたき)
11	山佐産業㈱ (平成26年10月22日)	パチンコホール等の遊技場にスロットの販売等を行う山佐産業㈱は、スロットの販売等の業務に関する業務委託契約を締結している販売代理店に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
12	東映アニメーション㈱ (平成26年12月17日)	主にアニメーションの製作事業を営む東映アニメーション㈱は、アニメーションの原画、動画等の制作業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
13	㈱トライグループ (平成26年12月19日)	学習指導事業を営む㈱トライグループは、 ① 家庭教師の業務委託契約を締結している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料金を据え置いて支払った。 ② 教室施設の賃貸人のうち、税込価格で賃料を契約している賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
14	住友不動産エスフォルタ㈱ (平成27年1月30日)	スポーツ施設の運営等の事業を営む住友不動産エスフォルタ㈱は、スポーツ指導を行う個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
15	㈱広島東洋カープ (平成27年2月26日)	プロ野球球団を運営し、球団のロゴマーク等を表示する商品(以下「グッズ」という。)の販売等を行う㈱広島東洋カープは、グッズの納入業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずにグッズの仕入価格を据え置いた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

16	大東建物管理(株) (平成27年3月19日)	不動産賃貸業等を営む大東建物管理(株)は、賃貸物件の清掃等の業務に関する業務委託契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
17	コカ・コーラウエスト(株)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営むコカ・コーラウエスト(株)及び西日本ビバレッジ(株)の2社は、それぞれ、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
18	西日本ビバレッジ(株) (平成27年3月26日)		
19	アイフル(株) (平成27年3月27日)	貸金業を営むアイフル(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置く旨の要請等を行った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
20	アサヒグローバル(株)	住宅の建築工事業を営むアサヒグローバル(株)及びアサヒグローバル三重(株)の2社は、それぞれ、住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
21	アサヒグローバル三 重(株) (平成27年4月2日)		
22	SMBCコンシュー マーファイナンス(株) (平成27年5月22日)	貸金業を営むSMBCコンシューマーファイナンス(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
23	(株)建築資料研究社 (平成27年6月4日)	資格取得対策スクールの運営等の事業を営む(株)建築資料研究社は、 ① 資格取得対策スクールの運営等の業務を委託している一部の事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに業務委託料を据え置いて支払った。 ② 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
24	(株)コインパーク (平成27年6月5日)	駐車場事業を営む(株)コインパークは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
25	DCMダイキ(株) (株)ホームセンターコー (平成27年6月9日)	日用品を販売するDCMダイキ(株)及び(株)ホームセンターコーの2社は、それぞれ、野菜等の商品の仕入先である農家等の一部に対し、仕入代金について、取扱価格の販売価格から販売手数料相当額を控除した額に8%を乗じた額を上乗せせずに支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
26			
27	(株)西松屋チェーン (平成27年6月12日)	乳幼児等の衣料品等を販売する(株)西松屋チェーンは、店舗等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
28	(株)主婦と生活社 (平成27年7月9日)	雑誌等の出版業を営む(株)主婦と生活社は、雑誌等に掲載する原稿、写真等の作成又は編集、校正等の業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
29	(株)穴吹ハウジングサー ビス (平成27年10月2日)	駐車場事業等を営む(株)穴吹ハウジングサービスは、駐車場施設の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置く旨の要請を行った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
30	アイディホーム(株) (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を営むアイディホーム(株)は、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
31	(株)アーネストワン (平成27年12月22日)	戸建住宅の建設・販売業等を営む(株)アーネストワンは、戸建住宅の建築工事に伴う大工工事等の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
32	(株)東光高岳 (平成28年1月20日)	電力機械器具等の製造販売等を行う(株)東光高岳は、電力量計の取替工事を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

33	㈱Q配サービス (平成28年6月16日)	貨物利用運送事業・貨物軽自動車運送事業等を営む㈱Q配サービスは、 ① 荷主から請け負った配送業務を委託している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 事業所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
34・35	㈱松下サービスセンター ㈱APサービスセンター (平成28年8月31日)	住宅等の建築リフォーム工事業を営む㈱松下サービスセンター及び㈱APサービスセンターは、 ① サイディング工事を請け負わせている個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに工事代金を据え置いて支払った。 ② 駐車場の賃貸人等の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
36	㈱KATEKYOGROUP (平成28年10月21日)	学習塾の運営等を行う㈱KATEKYOGROUPは、 ① 学習指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 教室施設等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料等を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
37	㈱スーパースーパーホテル (平成29年2月22日)	ホテル業を営む㈱スーパースーパーホテルは、 ① 支配人業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② ホテル建設、税務会計等に関する指導業務等(「顧問業務」)を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに顧問料を据え置いて支払った。 ③ 朝食用惣菜の仕入先である法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに仕入代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

38	㈱帝国データバンク (平成29年3月9日)	企業の信用調査、企業情報の提供等の事業を営む㈱帝国データバンクは、企業信用調査等業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
39	住友不動産㈱ (平成29年7月14日)	不動産取引業、建築工事業等を営む住友不動産㈱は、自社が一般消費者から請け負う住宅の改築工事に伴う大工工事の請負契約を締結している個人事業者又は法人事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに請負代金を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
40	㈱ニチイ学館 (平成29年9月14日)	教育講座の運営等の事業を営む㈱ニチイ学館は、教育指導業務を委託している個人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
41	㈱西日本新聞社 (平成29年12月14日)	日刊新聞の発行及び販売等の事業を営む㈱西日本新聞社は、 ① 日刊新聞の販売促進業務(新聞の新規購読者の獲得や既存の購読者に対する契約更新手続等の業務)を委託している人格のない社団等である事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等に掲載する記事、写真、イラスト等の原稿作成業務を委託している個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
42	エコロシティ㈱ (平成30年2月1日)	駐車場事業を営むエコロシティ㈱は、駐車場用地の賃貸人に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

令和3年3月末時点

43	㈱山野楽器 (平成30年2月6日)	音楽・映像ソフト、楽器等の小売業のほか、音楽教室の運営等の事業を営む㈱山野楽器は、 ① 音楽教室の生徒に対する楽器の演奏等の指導業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 自社が販売する楽器を顧客が選定するための助言等を行う業務を委託している事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに手数料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
44	紅屋商事㈱ (平成30年6月20日)	食品、日用品等の小売業を営む紅屋商事㈱は、納入業者の一部に対し、商品ごとの税込単価を、本体価格に消費税相当分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該税込単価に取引数量を乗じた額を仕入代金として支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
45 ・ 46	㈱マイナビ ・ ㈱マイナビ出版 (平成30年6月21日)	就職、転職等のポータルサイトの運営等の事業を営む㈱マイナビは、個人事業者又は法人事業者に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに①原稿作成業務の委託料、②著作物の使用料若しくは③広告販売促進業務の委託料(以下「原稿委託料等」という。)又は④講演業務の委託料を据え置いて支払った。 出版業を営む㈱マイナビ出版は、個人事業者又は法人事業者に対し、原稿委託料等について㈱マイナビが消費税率の引上げ分を上乗せせずに据え置いた額のまま支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
47	㈱イトーヨーカ堂 (平成31年2月15日)	食品、衣料品及び住居関連商品の小売業を営む㈱イトーヨーカ堂は、 ① 商品の納入業者の一部に対し、消費税率の引上げ分の全部に相当する額を減じて商品の仕入代金を支払った。 ② 利用する駐車場の運営者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに駐車場利用料を据え置いて支払った。	第3条第1号 前段(減額)及び同号後段(買いたたき)
48	㈱ジャパンビバレッジ ホールディングス (平成31年3月20日)	自動販売機を設置し、清涼飲料水等の小売業を営む㈱ジャパンビバレッジホールディングスは、自動販売機の設置場所を提供する事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに販売手数料を据え置いて支払った。 ※中小企業庁長官からの措置請求案件	第3条第1号 後段 (買いたたき)
49 ・ 50	㈱リクルートホールディングス ・ ㈱リクルート (令和元年5月24日)	就職、転職等に関する情報提供等の事業を営んでいた㈱リクルートホールディングスは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の全部若しくは一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。 就職、転職等に関する情報提供等の事業を営む㈱リクルートは、原稿作成事業者の一部に対し、消費税相当分又は消費税率の引上げ分の一部に相当する額を減じて原稿作成業務の委託料を支払った。	第3条第1号 前段 (減額)
51	㈱中日新聞社 (令和元年9月20日)	日刊新聞等の発行及び販売等の事業を営む㈱中日新聞社は、 ① 原稿作成業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ② 日刊新聞等の輸送業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ③ カルチャー教室の講師業務を委託している事業者の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに委託料を据え置いて支払った。 ④ 事務所等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

消費税転嫁対策特別措置法勧告一覧

令和3年3月末時点

52 ・ 53	大東建託(株) ・ 大東建託パートナーズ(株) (令和元年9月24日)	賃貸建物の建築工事業等を営む大東建託(株)は、自ら使用する駐車場等の賃貸人の一部に対し、消費税率の引上げ分を上乗せせずに賃料を据え置いて支払った。 不動産賃貸等の事業を営む大東建託パートナーズ(株)は、利用者に転貸するための駐車場等を自社に賃貸するオーナーの一部に対し、借上賃料について、利用者から受け取る転賃賃料を消費税率の引上げ前までと同額で定め、当該転賃賃料から消費税率の引上げ分を上乗せした自社の運営管理費等を差し引くことにより、消費税率の引上げ前よりも低い額で支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
54	(株)カルチャー (令和元年12月12日)	カルチャークラス教室の運営等の事業を営むカルチャークラスは、講師業務を委託している事業者に対し、受講料の額に一定率を乗じて算出した額に消費税相当分を加えた額を委託料として定め、支払っているところ、一部の事業者に対し、令和元年10月1日の消費税率10%への引上げに際し、一定率の数値を引き下げた。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
55 ・ 56	(株)はるやまホールディングス (はるやま商事(株)) (令和2年6月10日)	衣料品等の小売業を営んでいた(株)はるやまホールディングスは、店舗等の賃貸人の一部に対し、平成26年4月分から平成29年1月分までの賃料について、消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置いて支払った。 衣料品等の小売業を営むはるやま商事(株)は、店舗等の賃貸人の一部に対し、 ① 平成29年2月分以後の賃料について、(株)はるやまホールディングスが消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置いた上記賃料と同額の賃料を支払った。 ② 令和元年10月分以後の賃料について、消費税率引上げ分を上乗せせずに据え置いて支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
57	(株)さとふる (令和2年6月26日)	さとふると納税ポータルサイトの企画・運営等の事業を営む(株)さとふるは、返礼品提供事業者の一部に対し、令和元年10月1日以後に供給を受けた返礼品の単価について、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
58	(株)ダイサン (令和2年8月3日)	足場等の仮設機材の製造販売、組立・解体工事業等を営む(株)ダイサンは、足場取付等業務を委託している個人事業者に対し、平成26年4月1日以後及び令和元年10月1日以後の当該業務の単価について、それぞれ同日の単価にそれぞれ同日における消費税率引上げ分を上乗せした額から1円未満の端数を切り捨てた額に定め、当該単価に一定期間の施工数量等を乗じた額を支払うことにより、消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い額を当該業務の対価として支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)
59	カトーレック(株) (令和2年12月10日)	貨物自動車運送事業を営むカトーレック(株)は、配送業務を委託している委託配送業者に対し、平成26年4月1日以後及び令和元年10月1日以後の当該業務の報酬単価又は月額報酬について、それぞれ消費税率引上げ分を上乗せせずに当該業務の委託料を支払った。	第3条第1号 後段 (買いたたき)

消費税転嫁対策に係る立法府からの要請等

法律審議時の（衆）経済産業委員会附帯決議（平成25年5月17日）

政府は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保し、立場の弱い事業者が不利益を被ることのないよう、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 消費税増税分を適正に価格に転嫁できる環境を整えるため、関係事業者への定期的な大規模調査を行うとともに、立場の弱い事業者等のための相談窓口を全国に整備すること等により、転嫁の実態を正確に把握し、違反行為に対しては迅速かつ効果的に取り締まること。

（参）経済産業委員会（平成25年5月28日）発言抜粋

○宮沢洋一議員（自民党）

やはり国内で物を作る、物を売るという世界において、食物連鎖に例えれば、これは、大型小売店というのは頂点に立っております言わば肉食恐竜のようなものでございまして、こういう方についてはやはり相当しっかりと監視といいますか規制を付けていかなければ、例えば大きな食品メーカーであっても大きな電機メーカーであってもいろんな状況が生じているということは新聞等々載っておりますので、その辺をしっかりと対象にしていかなければいけないということで、対象に加えるといったような提言を自民党としてまとめさせていただきます、それに基づいて今回政府が法律を出してきたと、こういうことであります。（中略）

大事なことは、悪質な、また広範な等々といった行為が行われたときには、公正取引委員会に徹底した特別調査を行うようにということを自民党として申し入れております。

そして、恐らくそれに従って公正取引委員会としては、セールを行っただけではなかなか動けないにしても、ちらほらと情報が入ってくるような状況になったときには徹底した特別調査といったものを行っていただかなければなりませんが、その辺どういうふうなことを考えているか、特に特別調査の中身について、杉本公取委員長、お答えいただけますか。

○杉本和行委員長（公正取引委員会委員長）

消費税の引上げに当たりましては、大規模小売事業者の納入業者などの取引上の立場の弱い事業者が消費税を円滑かつ適正に転嫁できるようにすることが大変重要であると考え

ておりますので、本法案におきましても、今委員御指摘のように、大規模小売事業者と取引関係のある事業者は全て保護の対象とすることとしております。

公正取引委員会といたしましても、そういった大規模小売業者とその取引関係のある事業者の間で納入業者の方が比較的弱い立場にあるというのが概して言えることではないかと思っておりますので、こうしたことを念頭に置きまして、大規模小売業者については悉皆的に調査を行うことを考えております。

○宮沢洋一議員（自民党）

その悉皆的というところが大変大事でありまして、もちろん全ての納入業者、取引業者、大変数多くありますから、全員ということは無理だと思えますけれども、悉皆的な調査をしっかりとやる体制を整えていただきたいし、そのために人員が足りないということであれば、来年度以降も我々としてはいろいろ協力をしていかなければいけないことだと思っております。

（衆）本会議（平成25年4月12日）発言抜粋

○丸山穂高議員（日本維新の会）

国内の企業約十六万社に対しての書面調査も行う方針とのことですが、全ての中小企業を保護するといっても、日本の企業数の九九・七％、雇用の七割も占める全国約四百二十万社の中小企業に目が行き届くのかどうかという点について、まだまだ不安は拭い去れません。

予算や人員のさらなる確保を含めた一層の対策が必要かと思われませんが、安倍総理の見解をお伺いします。

○安倍晋三内閣総理大臣

転嫁対策の体制整備についてお尋ねがありました。

政応としては、転嫁対策にしっかり取り組むため、公正取引委員会や中小企業庁の人員を臨時的に増員します。

また、各省庁のみならず、地方自治体の相談窓口に寄せられた情報の活用や、これまでを大幅に上回る規模の書面調査の実施等により、転嫁拒否等に対する是正、監視、取り締まりを徹底してまいります。

公取取第 17 号
令和2年5月1日

代 表 者 様

公 正 取 引 委 員 会

印

消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査（令和2年度）

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしており、公正取引委員会は、消費税の転嫁拒否等の行為に対して、監視及び取締りを行っています。

この取組の一環として、当委員会は、貴社が商品を購入する又は貴社が役務（サービス）を受ける取引における、消費税の転嫁状況に関する調査を実施することとなりました。

つきましては、下記の要領により、当委員会まで**必ず**報告してください。

なお、貴社が商品を購入しておらず、役務（サービス）の提供を受けていない、又は事業活動をしていない場合においても、その旨を必ず報告してください。

この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、特定事業者に報告の義務を課して実施するものです。

報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。

なお、この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に、幅広く実施するものです。

記

- 1 提出物 「回答用紙」のみ
- 2 提出期限 **令和2年6月12日（金）**（この日までに投函してください。）
- 3 提出方法 同封の返信用封筒（切手不要）にて郵送してください。
- 4 問い合わせ先 公正取引委員会 書面調査コールセンター
電話番号 **0570-025-220** 又は **03-5539-0292**
受付時間 9時30分から17時30分まで（土日・祝日は除く）
- 5 その他
 - （1）回答内容について、公正取引委員会又は調査を担当する官公庁の担当者が、貴社に照会する場合がありますので、回答用紙の写し（コピー）をとっていただき、貴社において2年間保存してください。
 - （2）回答用紙をウェブサイト（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/yousi.html>）に掲載していますので、書き損じた場合等に、併せて御利用ください。なお、ウェブサイトに掲載している回答用紙を御利用いただく際は、今回お送りした回答用紙に印字している「企業番号」を必ず記載してください。

(郵便番号) (注) 事業者に送付する回答用紙には企業番号に対応するバーコードも掲載
(住所)

消費税率引上げ後の
消費税の転嫁状況に関する調査 公正取引委員会

(貴社名)

(貴社の企業番号)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

← お送りした回答用紙に印字されている郵便番号、住所及び貴社名に誤り又は変更がある場合は、左記に正しい情報を記入してください。また、貴社からの返信をお送りした回答用紙に印字されているバーコードで管理しているため、お送りした回答用紙は必ず返信用封筒に同封してください。

- この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、**特定事業者**に報告の義務を課して実施するものです。**期限（令和2年6月12日）までに必ず提出してください。**
- この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に幅広く実施するものです。
- 報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。
- 御記入は、**記入例**に従い、ボールペン等でお願ひします（消せるボールペンは不可）。

回答作成日：令和2年 月 日

A 貴社の概要を記入してください。（記入後→「B」へ）

代表者役職		代表者印 又は社印	資本金	円
代表者氏名			決算月	月
回答作成 担当者	部署			
	役職			
	フリガナ	電話番号	—	—
	氏名	ファクシミリ 番号	—	—
	電子メール アドレス			
主な事業内容 (複数記入可)				
回答作成日時点に おける前事業年度 の総売上高(単体)		円	うち小売業に係る 売上高(単体)	円

以下、消費税率10%への引上げ後の、貴社が取引先から購入する商品又は提供を受ける役務（サービス）（以下、併せて「購入する商品等」といいます。）についてお伺ひします。

B 消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等に、**軽減税率の対象となる取引**はありますか。下記1～4のいずれかに○印を記入してください。

1	全て軽減税率の対象となる取引である。	（記入後→「C」へ）
2	一部に軽減税率の対象となる取引がある。	
3	軽減税率の対象となる取引は全くない。	
4	当社は、商品を購入しておらず、役務（サービス）の提供を受けていない。又は事業活動をしていない（廃業、休業、倒産、解散、清算、合併等）。（→設問は以上で終了です。）	

C 貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等について、**どのように価格を取り決めて**いますか。下記1又は2のいずれかに○印を記入してください。

1	「税込み（内税）」で取引しているものがある。（記入後→裏面「D」へ）
	例 110円（税込）
2	全て「税抜き（外税）」で取引している。（記入後→裏面「E」へ）
	例 100円（本体価格）+10円（消費税）

裏面に続きます↓

(記入後→「E」へ)

(記入後→「F」へ)

また、回答内容について、公正取引委員会又は調査を担当する官公庁の担当者が、貴社に照会する場合がありますので、この回答用紙の写し（コピー）をとっていただき、貴社において2年間保存してください。

記入例 (表面)

(郵便番号)
(住所)

消費税率引上げ後の
消費税の転嫁状況に関する

1. 回答用紙をウェブサイト
(<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/yousi.html>) に掲載していますので、書き損じた場合等に御利用ください。なお、その際は、「企業番号」を必ず記載してください。

(法人名)

御中

(貴社の企業番号) ●●●●●●●●

(カスタマバーコード)

(管理コード)

印字されている郵便番号、住所及び貴
変更がある場合は、余白に朱書きで記

2. 報告をしない、又は虚偽の報告
をした者及び法人は、同法第21条
及び第22条第1項の規定に基づき、
50万円以下の罰金に処せられること
があります。(※)

○ この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の
正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、**特定事業者**に報告の義務を課して実
施するものです。期限(令和2年6月12日)までに必ず提出してください。

○ この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に幅広く実施するものです。

○ 報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。

○ 御記入は、**記入例** に従い、ボールペン等をお願いします(消せるボールペンは不可)。

回答作成日：令和2年 月

3. この調査は、税務調査ではありません。また、貴社の回答内容を税
務調査として使用することはありません。

A 貴社の概要を記入してください。(記入後→「B」へ)

代表者役職			代表者印 又は社印	資本金	
代表者氏名			決算月		
回答作成 担当者	部署				
	役職				
	フリガナ	電話番号	—		
	氏名	ファクシミリ 番号	—		
	電子メール アドレス				
主な事業内容 (複数記入可)					
回答作成日時点 における前事業年度 の総売上高(単体)		円	うち小売業に係る 売上高(単体)		

4. 代表者印又は社印の種類は指
定していません。回答内容が正式な
ものであることを証するものとして、押
印してください。
また、記載内容を訂正する際も、
訂正箇所に押印してください。

5. 主な事業内容について記載してく
ださい。なお、以下の設問は主な事
業内容に関する取引に限らず、経費
が発生する全ての取引が対象です。

6. 貴社(単体)が、最終消費者
(商品を最終的に消費する者)に販
売した売上高を記載してください。
なお、該当がない場合は、「0」と記
入してください。

以下、消費税率10%への引上げ後の、貴社が取引先から購入する商品又は提供
(サービス)(以下、併せて「購入する商品等」といいます。)についてお伺いします。

B 消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等に、軽減税率の対象となる取引はあ
りますか。下記1~4のいずれかに○印を記入してください。

1 全て軽減税率の対象となる取引である。	(記入後→「C」へ)
2 一部に軽減税率の対象となる取引がある。	
3 軽減税率の対象となる取引は全くない。	
4 当社は、商品を購入しておらず、役務(サービス)の提供を受けていない。又は事業 活動をしていない(廃業、休業、倒産、解散、清算、合併等)。(→設問は以上で終了です。)	

C 貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等について、どのように価格
を取り決めていますか。下記1又は2のいずれかに○印を記入してください。

1 「税込み(内税)」で取引しているものがある。(記入後→裏面「D」へ)	7. 1つでも「税込み(内税)」で 取引しているものがあれば、「1」に ○印を記入してください。
例 110円(税込)	
2 全て「税抜き(外税)」で取引している。(記入後→裏面「E」へ)	
例 100円(本体価格)+10円(消費税)	

裏面に続きます ↓

※ 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項に基づく告示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により公正取引委員会に対し、審査請求をすることができます。ただし、この処分
についての審査請求は、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であってもすることができなくなります。

※ 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項に基づく告示

訴訟により、この処分の取消を求める場合は、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、取消訴訟を提起することができます。ただし、この処
分の取消訴訟は、この処分の日から1年を経過したときは、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても提起することができなくなります。

記入例 (裏面)

- D** 設問「C」で「1 「税込み（内税）」で取引しているものがある。」と回答された方に、税込み（内税）で取引をしているものについて、お尋ねします。

貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等の税込価格が変更しましたか。下記1～4の該当するもの全てに○印を記入してください。

(記入後→「E」へ)

1	税込価格を変更しなかったものがある。(軽減税率の対象は除く。)
例	令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 108円(税込)
2	税込価格を下げたものがある。
例	令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 100円(税込)
3	消費税率引上げ分の一部のみを上げたものがある。(軽減税率の対象は除く。)
例	令和元年9月以前 108円(税込) ⇒ 令和元年10月以後 109円(税込)
4	「1」～「3」のようなことを行ったことはない。(注) 1～3に○印は付きません。)

8. 表面設問「C」で「2 「全て税抜き（外税）」で取引している。」と回答された方は、この設問は回答しないでください。

- E** 貴社が購入する商品等の全ての取引についてお尋ねします。貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等の取引において、取引先に対し、次のいずれかのことを行ったことがありますか。下記1～5の該当するもの全てに○印を記入してください。

(記入後→「F」へ)

1	代金支払時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしなかったことがある。 (同封のパンフレット【POINT ① 減額】をご参照ください。)
2	価格交渉時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしなかったことがある。 (同封のパンフレット【POINT ② 買いたたき】をご参照ください。)
3	消費税率引上げ分を上乗せする代わりに、値札の付替え、協賛金の提供又は従業員の派遣などの利益を提供するよう求めたことがある。 (同封のパンフレット【POINT ③ 商品購入、役務利用、利益提供の要請】をご参照ください。)
4	税抜価格での交渉を求められたにもかかわらず、税込価格で交渉をしたことがある。 (同封のパンフレット【POINT ④ 本体価格での交渉の拒否】をご参照ください。)
5	「1」～「4」のようなことを行ったことはない。(注) 1～4に○印は付きません。)

9. その他、貴社の指定する商品の購入やサービスの利用を求める場合も含まれます。

- F** 設問「D」及び「E」で選択した内容について、いつ、どのような商品又は役務について、どのようなことを行いましたか。具体的に記載してください。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付していただいても結構です。

設問は以上です。 回答用紙は、同封の返信用封筒（切手不要）に入れて、郵送にて**期限（令和2年6月12日）までに必ず提出してください。**ご協力ありがとうございました。

また、回答内容について、公正取引委員会又は調査を担当する官公庁の担当者が、貴社に照会する場合がありますので、この回答用紙の写し（コピー）をとっていただき、貴社において2年間保存してください。

消費税率引上げ後の 消費税の転嫁状況に関する調査

公正取引委員会

御中

(資社の企業番号)

← 印字されている郵便番号、住所及び貴社名に誤り又は
変更がある場合は、余白に朱書きで訂正してください

1
 2
 3
 4
 5
 6
 7
 8
 9
 10
 11
 12
 13
 14
 15
 16
 17
 18
 19
 20
 21
 22
 23
 24
 25
 26
 27
 28
 29
 30
 31
 32
 33
 34
 35
 36
 37
 38
 39
 40
 41
 42
 43
 44
 45
 46
 47
 48
 49
 50
 51
 52
 53
 54
 55
 56
 57
 58
 59
 60
 61
 62
 63
 64
 65
 66
 67
 68
 69
 70
 71
 72
 73
 74
 75
 76
 77
 78
 79
 80
 81
 82
 83
 84
 85
 86
 87
 88
 89
 90
 91
 92
 93
 94
 95
 96
 97
 98
 99
 100
 101
 102
 103
 104
 105
 106
 107
 108
 109
 110
 111
 112
 113
 114
 115
 116
 117
 118
 119
 120
 121
 122
 123
 124
 125
 126
 127
 128
 129
 130
 131
 132
 133
 134
 135
 136
 137
 138
 139
 140
 141
 142
 143
 144
 145
 146
 147
 148
 149
 150
 151
 152
 153
 154
 155
 156
 157
 158
 159
 160
 161
 162
 163
 164
 165
 166
 167
 168
 169
 170
 171
 172
 173
 174
 175
 176
 177
 178
 179
 180
 181
 182
 183
 184
 185
 186
 187
 188
 189
 190
 191
 192
 193
 194
 195
 196
 197
 198
 199
 200
 201
 202
 203
 204
 205
 206
 207
 208
 209
 210
 211
 212
 213
 214
 215
 216
 217
 218
 219
 220
 221
 222
 223
 224
 225
 226
 227
 228
 229
 230
 231
 232
 233
 234
 235
 236
 237
 238
 239
 240
 241
 242
 243
 244
 245
 246
 247
 248
 249
 250
 251
 252
 253
 254
 255
 256
 257
 258
 259
 260
 261
 262
 263
 264
 265
 266
 267
 268
 269
 270
 271
 272
 273
 274
 275
 276
 277
 278
 279
 280
 281
 282
 283
 284
 285
 286
 287
 288
 289
 290
 291
 292
 293
 294
 295
 296
 297
 298
 299
 300
 301
 302
 303
 304
 305
 306
 307
 308
 309
 310
 311
 312
 313
 314
 315
 316
 317
 318
 319
 320
 321
 322
 323
 324
 325
 326
 327
 328
 329
 330
 331
 332
 333
 334
 335
 336
 337
 338
 339
 340
 341
 342
 343
 344
 345
 346
 347
 348
 349
 350
 351
 352
 353
 354
 355
 356
 357
 358
 359
 360
 361
 362
 363
 364
 365
 366
 367
 368
 369
 370
 371
 372
 373
 374
 375
 376
 377
 378
 379
 380
 381
 382
 383
 384
 385
 386
 387
 388
 389
 390
 391
 392
 393
 394
 395
 396
 397
 398
 399
 400
 401
 402
 403
 404
 405
 406
 407
 408
 409
 410
 411
 412
 413
 414
 415
 416
 417
 418
 419
 420
 421
 422
 423
 424
 425
 426
 427
 428
 429
 430
 431
 432
 433
 434
 435
 436
 437
 438
 439
 440
 441
 442
 443
 444
 445
 446
 447
 448
 449
 450
 451
 452
 453
 454
 455
 456
 457
 458
 459
 460
 461
 462
 463
 464
 465
 466
 467
 468
 469
 470
 471
 472
 473
 474
 475
 476
 477
 478
 479
 480
 481
 482
 483
 484
 485
 486
 487
 488
 489
 490
 491
 492
 493
 494
 495
 496
 497
 498
 499
 500
 501
 502
 503
 504
 505
 506
 507
 508
 509
 510
 511
 512
 513
 514
 515
 516
 517
 518
 519
 520
 521
 522
 523
 524
 525

046097#

バーコードを追加



- この調査は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法第15条第1項の規定に基づき、特定事業者に報告の義務を課して実施するものです。期限（令和2年6月12日）までに必ず提出してください。
- この調査は、一定以上の売上高又は資本金を有する事業者を中心に幅広く実施するものです。
- 報告いただいた内容については、この調査の目的以外には使用しません。
- 御記入は、**記入例**に従い、ボールペン等をお願いします（消せるボールペンは不可）。

回答作成日：令和2年

5 月

7 8

A 貴社の概要を記入してください。（記入後→「B」へ）

代表者役職		代表取締役		資本金		円	
代表者氏名				代表者印 又は社印		決算月	
						8 月	
回答作成 担当者	部署	経理部					
	役職	係長					
	フリガナ			電話番号			
	氏名			ファクシミリ 番号			
	電子メール アドレス						
主な事業内容 (複数記入可)							
回答作成日時点に おける前事業年度 の総売上高(単体)		円		うち小売業に係る 売上高(単体)			
				0 円			

以下、消費税率10%への引上げ後の、貴社が取引先から購入する商品又は提供を受ける役務（サービス）（以下、併せて「購入する商品等」といいます。）についてお伺いします。

B 消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等に、軽減税率の対象となる取引はありますか。下記1～4のいずれかに○印を記入してください。

1 全て軽減税率の対象となる取引である。

2 一部に軽減税率の対象となる取引がある。 (記入後→「C」へ)

3 軽減税率の対象となる取引は全くない。

4 当社は、商品を購入しておらず、役務(サービス)の提供を受けていない。又は事業活動をしていない(廃業、休業、倒産、解散、清算、合併等)。(→設問は以上で終了です。)

○ 貴社は、消費税率10%への引上げ後、貴社が購入する商品等について、どのように価格
を取り決めていますか。下記1又は2のいずれかに○印を記入してください。

① 「税込み（内税）」で取引しているものがある。（記入後→裏面「D」へ）
 例 110円（税込）

② 全て「税抜き（外税）」で取引している。（記入後→裏面「E」へ）
 例 100円（本体価格）+10円（消費税）

裏面に続きます↓

令和2年度 特定向け書面調査に関する公取HP

[サイトマップ](#)
[音声読み上げ・文字拡大](#)
[ENGLISH](#)

[公正取引委員会について](#)
[報道発表・広報活動](#)
[相談・手続窓口](#)
[独占禁止法](#)
[下請法](#)
[CPRC \(競争政策研究センター\)](#)

[現在のページ](#)
[トップページ](#)
[消費税転嫁対策コーナー](#)
[転嫁状況に関する調査](#)

消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査について

調査対象となる事業者には、令和2年5月1日付で文書を発送しています。
 (お送りした文書では、回答用紙に代表者印又は社印の押印をお願いしておりますが、新型コロナウイルス感染症に係る現在の状況に鑑み、押印は不要といたします。また、電子メールでの回答の提出も受け付けておりますので、電子メールで御提出の場合は、下記提出用メールアドレスにお送りください。期限内の回答が難しい場合は、下記問い合わせ先(0570-025-220又は03-5539-0292)にお問い合わせください。)

- [消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査\(郵送物一式\)\(PDF:1,247KB\)](#)
- [消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査\(回答用紙\)\(Excel:28KB\)](#)
- [消費税率引上げ後の消費税の転嫁状況に関する調査についてのよくある質問\(FAQ\)\(PDF:55KB\)](#)

問い合わせ先等

(注) 押印を不要とし、メールによる回答も受け付ける旨を案内

【回答用紙の提出先】
 〒100-8987
 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎6号館B棟
 公正取引委員会 事務総局 消費税転嫁対策調査室

【提出用メールアドレス】
 tenka1001—〇—jftc.go.jp
 (迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「—〇—」としております。メール送信の際には、「@」に置き換えて利用してください。)

【問い合わせ先】
 公正取引委員会 書面調査コールセンター
 電話番号 0570-025-220 又は 03-5539-0292 (受付時間:土日祝日を除く 9:30~17:30)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Reader (旧Adobe Acrobat Reader) が必要です。
 お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。
[Adobe Readerのダウンロードへ](#)

[このページの上へ戻る](#)

公正取引委員会 Japan Fair Trade Commission

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話 03-3581-5471(代表)

[ご利用案内](#)
[ホームページ・プライバシーポリシー](#)
[関連リンク](#)
[所在地](#)

Copyright © 2013 Japan Fair Trade Commission. All Rights Reserved.

←回答用紙に記載いただく企業番号です。

公正取引委員会
中 小 企 業 庁

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和 2 年度） への御協力のお願について

日頃から行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題となる行為の是正につなげるための共同調査を実施しています。

回答は任意となっていますが、調査への御協力をお願いします。

なお、御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください。

お問い合わせ先（令和 3 年 3 月 3 1 日まで）

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510

（「照会センター」受付時間：平日 9 時～18 時 ※年末年始を除く。）

<お詫び>

- 一般の固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3 分間 8.5 円（税込 9.35 円）の御負担となります。なお、050 から始まる IP 電話や携帯電話及び PHS からおかけの場合は、**03-5539-0419** も御利用いただけます（通常の通話料金になります。）。
- 調査票は、集中的に発送しておりますので、電話がかかりづらい状況となることがあります。
回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しく
さいますよう、お願いいたします。
- 中小企業庁ホームページ／消費税転嫁等拒否に関する調査
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>

代 表 者 殿

公 正 取 引 委 員 会

印

中 小 企 業 庁 長 官

印

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和２年度）

公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者（以下「供給事業者」といいます。）が、供給先の法人事業者（以下「取引先法人事業者」といいます。）から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題のある行為の是正につなげることを目的とする調査を行っています。

貴社が供給事業者（取引先法人事業者に商品又はサービスを供給している事業者）である場合は、お忙しいところ恐縮ですが、本調査に御協力くださいますようお願いいたします（消費者との取引は本調査の対象ではありません。同封のパンフレットも御参照ください。）。

貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することは一切ありません。回答内容は、公正取引委員会、中小企業庁等の消費税の転嫁拒否等の行為に対する監視・取締りを担当する官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。また、取引先法人事業者に対して調査を行う場合は、本調査に回答していただいた供給事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください（回答は任意です。）。

記 （注）参考３－２－②へリンクするＱＲコード

- 1 提 出 物 **回答用紙**（貴社に消費税の転嫁拒否等の問題のある行為をしている取引先法人事業者について回答してください。参考となる資料も添付できます。）
（注）問題のある行為をしている取引先法人事業者がない場合は、回答いただく必要はありません。
また、インターネット（<https://www.jftc.go.jp/tenkataisaku/tenkasyomentyouso.html>）にも**回答用紙（エクセル形式）**を掲載しています。
- 2 提 出 方 法 同封の返信用封筒に封入の上、郵送にて提出してください（切手不要）。
また、インターネット（<https://nm-enquete-cnt.meti.go.jp/form/pub/shohizei/m5nxt3>）でも**回答を受け付けています**。右記の二次元コードも御利用ください。→
- 3 提 出 期 限 **令和２年●月●日（●）**
（提出期限を過ぎても提出いただけますが、返信用封筒の差出有効期限〔使用期限：令和３年３月３１日〕に御注意ください。）



御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください（令和３年３月３１日まで設置しています。）。

照会専用ナビダイヤル：０５７０－０５０－５１０ 受付時間：平日９時～１８時（年末年始を除く。）。

＜お詫び＞ 固定電話の場合、通話料金は、全国一律で３分間８．５円（税抜き）の御負担となります。なお、０５０から始まるＩＰ電話や携帯電話及びＰＨＳからおかけの場合は、０３－●●●●－●●●●も御利用いただけます（通常の電話料金になります。）。

回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくくださいますよう、お願いいたします。

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和2年度）

公正取引委員会・中小企業庁

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者に調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。
- 回答は任意です。一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。
- 休業又は廃業している場合は、A欄に『貴社の企業番号』と右下のチェック欄への「レ点」の記入を必ず行った上で、返送してください。
- 記入の際は、**記入例**を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

回答用紙記入日 令和 年 月 日

- A 回答内容の確認にご協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。（記入後→「B」へ）

貴社	フリガナ		
	回答された方の氏名	(企業名は記入不要)	
	電話番号（携帯電話可）	—	休業・廃業されている場合は、 下欄に「レ点」を記入してください。
	貴社の企業番号 右上に「協力依頼」と記載している文書に印字しています	J又はKから始まる8桁の記号番号	□休業・廃業（ 年 月）

以下、貴社が取引先（法人事業者）に販売する商品又は提供する役務（サービス）（以下、「販売する商品等」といいます。）、及び当該取引先（法人事業者）についてお伺いします。

- B 貴社が取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

- | | |
|------------|---------------------------------|
| 1 はい（いる） | （記入後→「C」へ） |
| 2 いいえ（いない） | （→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。） |

- C 貴社が取引先（法人事業者）へ販売する商品のうち、軽減税率の対象はありますか。
【1から3のいずれかを○で囲んでください】（記入後→「D」へ）

- | |
|-----------------------|
| 1 全て軽減税率の対象となる取引である。 |
| 2 一部に軽減税率の対象となる取引がある。 |
| 3 軽減税率の対象となる取引は全くない。 |

- D 貴社が取引先（法人事業者）へ販売する商品等の現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1 「税込み（内税）」で決められているものがある。 | （記入後→「E」へ） |
| 例 110円（税込み） | |
| 2 全て「税抜き（外税）」で決められている。 | （記入後→裏面「F」へ） |
| 例 100円（本体価格）+10円（消費税） | |

- E 「D」で「1」に○をされた方にお尋ねします。「税込み（内税）」で決められている価格は、消費税率10%への引上げに伴い、どのような変化がありましたか。

【該当する番号の全てを○で囲んでください】（記入後→裏面「F」へ）

- | | |
|--|-------------------|
| 1 価格を据え置かれたものがある。 | （軽減税率の対象になるものは除く） |
| 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 108円（税込み） | |
| 2 価格を下げられたものがある。 | |
| 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 100円（税込み） | |
| 3 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。 | |
| 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 109円（税込み） | |
| 4 全ての税込み（内税）価格が消費税率引上げ分、上がっている。 | |
| 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 110円（税込み） | |

裏面に続きます↓

- F** 消費税率が10%になった後の取引に関して、貴社は、取引先（法人事業者）から、次のいずれかの行為を受けたことがありますか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】
（1～4に該当する場合は、記入後→「G」へ）

1	代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （パンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。）
2	価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （パンフレット【POINT ②「買いたたき」】をご参照ください。）
3	取引先から、消費税率の引上げに際して、商品の購入又はサービスの利用、値札の付替えを求められた。 （パンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。）
4	税抜価格(本体価格)での交渉にに応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。 （パンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。）
5	「1」～「4」のような行為は受けたことがない。（設問は以上です。）

- G** 「F」で「1」～「4」のいずれかに○をされた方にお尋ねします。貴社が「F」で回答いただいた行為について、取引先（法人事業者）から行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。（記入後→「H」へ）

行為を受けた時期	年 月 頃
（取引先（法人事業者）から受けた行為の具体的内容を記入してください。）	

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

- H** 「E」で「1」～「3」，「F」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引先（法人事業者）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください(複数記入可)。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ				
	名称				
	主な事業	（例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など）			
	本社所在地	都道府県		市区町村	
		番地等			
		電話番号	— —		
	貴社との取引窓口	事業所名等			
貴社との取引内容					

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

記入例 (表面)

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査 (令和2年度)

公正取引委員会・中小企業庁

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者に調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないよう、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。
- 回答は任意です。一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。←
- 休業又は廃業している場合は、A欄に『貴社の企業番号』と右下のチェック欄への「レ点」の記入を必ず行った上で、返送してください。
- 記入の際は、**記入例**を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

1. 一般消費者への商品の販売やサービスの提供は、消費税転嫁対策特別措置法の対象外となっておりますので、回答の必要はありません。

2. この回答用紙に記入していただいた日です。

3. 右上に「協力依頼」と書かれた文書を同封しておりますので、そちらに記載されたJ又はKから始まる記号番号を記入してください。

4. 法人事業者との取引で、かつ、貴社が販売・提供する取引について回答してください。
なお、貴社が購入・提供を受ける取引は、この調査の対象ではありません。

5. 令和元年10月の消費税率引き上げに伴い、「税込み（内税）」で決められた価格がどのように変化したのか、それぞれの例を御確認いただき、回答をお願いします。

6. 「据え置かれた」とは、「税込み（内税）」で決められた価格が消費税率引上げ前後で変わらない場合のことをいいます。

7. 「4 全て～消費税率引上げ分、上がっている」場合には、記載例のほかにも、「税込み（内税）」から「税抜き（外税）」に変わり、消費税率引上げ分が適正に上乗せされている場合も含まれます。具体的には、以下のような場合です。

令和元年9月以前 108円（税込み）
⇒令和元年10月以後 100円（本体価格）+10円（消費税）

A 回答内容の確認にご協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。（記入後→「B」へ）

貴社	フリガナ	〇〇 〇〇
	回答された方の氏名	〇〇 〇〇 （企業名は記入不要）
	電話番号（携帯電話可）	〇〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇
	貴社の企業番号 右上に「協力依頼」と記載している文書に印字しています	J又はKから始まる8桁の記号番号 J K 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 □休業・廃業（年 月）

以下、貴社が取引先（法人事業者）に販売する商品又は提供する役務（サービス）（以下、「販売する商品等」といいます。）、及び当該取引先（法人事業者）についてお伺いします。←

B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 はい（いる）（記入後→「C」へ）
2 いいえ（いない）（→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。）

C 貴社が取引先（法人事業者）へ販売する商品のうち、軽減税率の対象はありますか。【1から3のいずれかを○で囲んでください】（記入後→「D」へ）

1 全て軽減税率の対象となる取引である。
2 一部に軽減税率の対象となる取引がある。
3 軽減税率の対象となる取引は全くない。

D 貴社が取引先（法人事業者）へ販売する商品等の現在の価格は、どのように決められていますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 「税込み（内税）」で決められているものがある。（記入後→「E」へ） 例 110円（税込み）
2 全て「税抜き（外税）」で決められている。（記入後→裏面「F」へ） 例 100円（本体価格）+10円（消費税）

E 「D」で「1」に○をされた方にお尋ねします。「税込み（内税）」で決められている価格は、消費税率10%への引上げに伴い、どのような変化がありましたか。

【該当する番号の全てを○で囲んでください】（記入後→裏面「F」へ）

1 価格を据え置かれたものがある。（軽減税率の対象になるものは除く） 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 108円（税込み）
2 価格を下げられたものがある。 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 100円（税込み）
3 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 109円（税込み）
4 全ての税込み（内税）価格が消費税率引上げ分、上がっている。 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 110円（税込み）

裏面に続きます↓

記入例 (裏面)

- F** 消費税率が10%になった後の取引に関して、貴社は、取引先（法人事業者）から、次のいずれかの行為を受けたことがありますか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】
（1～4に該当する場合は、記入後→「G」へ）

1	代金の支払い時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （パンフレット【POINT ①「減額」】をご参照ください。）
2	価格の交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。 （パンフレット【POINT ②「買いたたき」】をご参照ください。）
3	取引先から、消費税率の引上げに際して、商品の購入又はサービスの利用、値札の付替えを求められた。 （パンフレット【POINT ③「商品購入、役務利用、利益提供の要請」】をご参照ください。）
4	税抜価格（本体価格）での交渉にに応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。 （パンフレット【POINT ④「本体価格での交渉の拒否」】をご参照ください。）
5	「1」～「4」のような行為は受けたことがない。（設問は以上です。）

- G** 「F」で「1」～「4」のいずれかに○をされた方にお尋ねします。貴社が「F」で回答いただいた行為について、取引先（法人事業者）から行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。（記入後→「H」へ）

行為を受けた時期	○ 年 ○ 月頃
（取引先（法人事業者）から受けた行為の具体的内容を記入してください。）	
（例1） 販売した○○（商品）について、消費税率引き上げ分について支払われず、据え置きにされた。 （例2） ○○（部課）に対し販売する○○（商品）について、税抜き価格による価格交渉を求めたが、に応じてもらえず、税込みで価格を決定された。	

8. 設問Fで回答いただいた行為について、可能な範囲で、具体的に記入してください。同封のパンフレット（カラー刷り）の2～3ページも参考にしてください。
また、関連する資料を同封することもできます。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

- H** 「E」で「1」～「3」、「F」で「1」～「4」のいずれかに回答いただいた内容の取引先（法人事業者）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください（複数記入可）。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ	○○カフシキカイシャ			
	名称	○○株式会社			
	主な事業	（例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など） 小売業			
	本社所在地	都道府県	○○県	市区町村	○○市
		番地等	○○町○丁目○番○号		
		電話番号	○○○	—	○○○○ — ○○○○
	貴社との取引窓口	事業所名等	本社営業部 ○○部長		
貴社との取引内容	衣料品の納入				

9. 設問E～Gで回答いただいた行為をした取引先（法人事業者）について記入してください。各欄とも、お分かりになる範囲で構いません。
また、関連する資料を同封することもできます。

10. 全国に同じ名称の事業者が多数存在している場合があります。契約書や支払通知書などに記載されている名称や住所などを詳しく記入いただきますようお願いします。

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

参考 3 - 2 - ②

消費税転嫁拒否等申告受付窓口

情報申告（消費税転嫁）

はじめに

ご回答者様がこの調査に協力したこと及び回答内容について、ご回答者様の取引先事業者に知らせることは一切ありません。また、ご回答者様の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。今回、申告いただく内容について、後日、お電話にてご連絡させていただく場合もございますので、ご協力ねがいます。

消費税転嫁拒否等の行為の内容について、以下ご質問にご回答ください。

1. 消費税の転嫁拒否等に関する調査

A ご回答者様が取引先事業者へ販売・提供する商品・サービスのうち、軽減税率の対象となるものはありますか。

【1~3のいずれかを選択してください。】

- ☐ 1. 全て軽減税率の対象となる取引である。
- ☐ 2. 一部に軽減税率の対象となる取引がある。
- ☐ 3. 軽減税率の対象となる取引は全くない。

B ご回答者様が法人事業者へ販売・提供する商品・サービスの現在の価格は、どのように決められていますか。

【1又は2のいずれかを選択してください。】

- ☐ 1. 「税込み（内税）」で決められているものがある。（記入後→「C」へ）【例：110円（税込み）】
- ☐ 2. 全て「税抜き（外税）」で決められている。（記入後→「D」へ）【例：100円（本体価格）+10円（消費税）】

C Bで「1」にご回答された方にお尋ねします。その「税込み（内税）」で決められている価格は、消費税率10%への引上げに伴い、どのような変化がありましたか。

【該当する番号全てに選択をしてください。】（記入後→「D」へ）

- ☐ 1. 価格を据え置かれたものがある。（軽減税率の対象になるものは除く）【例：令和元年9月以前 108円（税込み）→令和元年10月以後 108円（税込み）】
- ☐ 2. 価格を下げられたものがある。【例：令和元年9月以前 108円（税込み）→令和元年10月以後 100円（税込み）】
- ☐ 3. 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。【例：令和元年9月以前 108円（税込み）→令和元年10月以後 109円（税込み）】
- ☐ 4. 全ての税込み（内税）価格が消費税率引上げ分、上がっている。【例：令和元年9月以前 108円（税込み）→令和元年10月以後 110円（税込み）】

D 消費税率が10%になった後の取引に関して、ご回答者様は、取引先事業者（商品・サービスの販売・供給先）から次のいずれかの行為を受けたことがありますか。

【該当する番号全てに選択をしてください。】

（1～3に該当する場合は、記入後→「E」へ）

- ☐ 1.代金の支払時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。
- ☐ 2.価格交渉の時に、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せしないとされた。
- ☐ 3.取引先から、消費税率引上げに際して、商品の購入又はサービスの利用、値札の付替えを求められた。
- ☐ 4.税抜価格（本体価格）で交渉に応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。
- ☐ 5.「1」～「4」のような行為は受けたことがない。

E 「D」で「1」～「4」のいずれか又は複数にご回答された方にお尋ねします。ご回答者様が「D」でご回答いただいた行為を取引先事業者（商品・サービスの販売・提供先）から受けた時期・具体的内容を記入してください。また、平成26年4月の消費税率の5%から8%への引き上げ時に受けた転嫁拒否等に関する情報があれば、記入してください。（記入後→「F」へ）

【取引先事業者（商品・サービスの販売・提供先）による行為の具体的内容を記入してください。】
（1000文字入力可）

F 「C」で「1」～「3」、「D」で「1」～「4」のいずれかにご回答いただいた内容の取引先事業者（商品・サービスの販売・提供先）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください。

【回答欄】

問題のある取引先事業者名

主な事業

（例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など）

郵便番号 -

住所

（例：東京都千代田区霞が関1-2-3 △△3）

電話番号 - -

メールアドレス

ご回答者様と
の取引内容

設問は以上になります。ご回答ありがとうございました。

ご協力いただける場合は、以下をご回答下さい

2. ご回答者様の概要について

・ご回答者様の概要について以下に入力してください。

・各欄とも記載は任意ですが、今後の調査のため可能であれば記載をお願いします。

区分 ☐ 法人
☐ 個人事業者
☐ 人格のない社団等

ご回答者様の
企業番号

(J又はKから始まる8桁の記号番号)

※上記企業番号につきましては、消費税の転嫁拒否等に関する書面調査(右上に「協力依頼」と記載している文書に印字されております)が手元にある場合は記入をお願いします。
なお、書面調査が手元にない場合は、記入の必要はございません。

企業名

氏名

氏名(カナ)

都道府県

電話番号 - -

3. 関係資料の添付

- ・申告内容に関する資料を添付することができます。
資料をお持ちの方は、是非、関係資料の添付をお願いします。
- ・添付された資料は申告内容を送信するまで保存されません。

申告内容に関する資料を添付する

添付資料: ファイルが選択されていません。

- ・「参照」ボタンを押して添付資料を選択してください。
- ・一度添付した資料の削除は、添付資料欄の文字をDeleteキーなどを押して消して下さい。
- ・添付できる資料のファイル容量は、1ファイルにつき1024KBまでです。また、添付できるファイル形式は、jpeg、jpg、png、gif、txt、pdf、csv、rtf、doc、docx、jtd、xls、xlsxです。

確認

←回答用紙に記載いただく企業番号です。

公正取引委員会
中 小 企 業 庁

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和 3 年度） への御協力のお願について

日頃から行政について御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁については、政府全体で取り組むこととしています。

この取組の一環として、公正取引委員会及び中小企業庁は、商品又はサービス（役務）を供給している事業者が、取引先法人事業者から消費税の転嫁拒否等の法律上問題のある行為を受けていないかの実態を把握し、問題となる行為の是正につなげるための共同調査を実施しています。

回答は任意となっていますが、調査への御協力をお願いします。

なお、御不明な点等がありましたら、公正取引委員会及び中小企業庁が設置しています「照会センター」にお問い合わせください。

お問い合わせ先（令和 4 年 3 月 31 日まで）

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510

（「照会センター」受付時間：平日 9 時～18 時 ※年末年始を除く。）

- 固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3 分間 8.5 円（税込 9.35 円）の御負担となります。なお、050 から始まる IP 電話や携帯電話及び PH S からおかけの場合は、03-5539-0419 も御利用いただけます（通常の電話料金になります。）。
- 調査票は、集中的に発送しておりますので、電話がかかりづらい状況となることがあります。
回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しく
さいますよう、お願いいたします。
- 中小企業庁ホームページ／消費税転嫁等拒否に関する調査
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeichousa.htm>

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和3年度）

公正取引委員会・中小企業庁

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者には知らせることは一切ありません。また、貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者へ調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないように、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。
- 回答は任意です。個人事業者や一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。
- 記入の際は、「記入例」を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

回答用紙記入日	令和	年	月	日
---------	----	---	---	---

- A** 回答内容の確認に御協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。
休業、廃業、合併等により、事業を行っていない又は会社が存在しない場合には、下記の「貴社の企業番号」とチェック欄へ「レ点」を記入し、返送のご協力をお願いします。

貴社	フリガナ				
	回答された方の氏名	(企業名は記入不要)			
	電話番号（携帯電話可）	— —			
	貴社の企業番号 右上に「協力依頼」と記載している文書に印字しています	J又はKから始まる8桁の記号番号			

☐ 休業、廃業、合併等により事業を行っていない又は会社が存在しない。
→返送してください。

以下、貴社が取引先（法人事業者）に販売する商品又は提供する役務（サービス）及び当該取引先（法人事業者）についてお伺いします。

- B** 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1	はい（いる）（記入後→「C」へ）
2	いいえ（いない）（→この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。）

- C** 貴社が取引先（法人事業者）へ販売する商品又は提供するサービスの価格は、どのように決められていますか。【1又は2のどちらかを○で囲んでください。】

1	「税込み（内税）」で決められているものがある。（記入後→「D」へ） ☐ 例 110円（税込み）
2	全て「税抜き（外税）」で決められている。（記入後→裏面「E」へ） ☐ 例 100円（本体価格）+10円（消費税）

- D** 「C」で「1」に○をされた方にお尋ねします。「税込み（内税）」で決められている価格は、令和3年3月31日までの間において、どのような変化がありましたか。
【該当する番号の全てを○で囲んでください】（記入後→裏面「E」へ）

1	価格を据え置かれたものがある。（軽減税率の対象になるものは除く） ☐ 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 108円（税込み）
2	価格を下げられたものがある。 ☐ 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 100円（税込み）
3	消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。 ☐ 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 109円（税込み）
4	全ての税込み（内税）価格が消費税率引上げ分、上がっている。 ☐ 例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 110円（税込み）

裏面に続きます↓

- E** 令和3年3月31日までの間において、貴社は、取引先（法人事業者）から、次のいずれかの行為を受けたことがありますか。【該当する番号を全て○で囲んでください。】
（記入後→「F」へ）

1	代金の支払い時に、消費税相当額の全部／一部が支払われなかった。 ☐ 例 注文書で「100円(税別)」「100円+税」となっているのに、100円しか支払われない／旧税率で支払われた。
2	消費税率の引上げに際して、本体価格を引下げられた。 ☐ 例 令和元年9月まで100円+税8円だったのが、10月から99円+税9円になった。
3	取引先から、消費税相当額を支払う代わりに、商品の購入又はサービスの利用、利益の提供を求められた。 ☐ 例 消費税率の引上げに際して、値札の付け替え作業を無償で求められた。
4	税抜価格(本体価格)での交渉に依りてもらえず、税込価格での交渉をされた。 ☐ 例 税込価格での見積書を再提出させられた、税込価格しか記載できない様式の使用を余儀なくされた。
5	「1」～「4」のような行為は受けたことがない。

- F** 「D」の「1」～「3」，「E」の「1」～「4」のいずれかに○をされた場合、貴社が「D」及び「E」で回答した行為について、取引先（法人事業者）から行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「G」へ）

行為を受けた時期	年 月 頃
（取引先（法人事業者）から受けた行為の具体的内容を記入してください。）	

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

- G** 「D」の「1」～「3」及び「E」の「1」～「4」のいずれかに○をされた場合、取引先（法人事業者）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください（複数記入可）。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ				
	名称				
	主な事業	（例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など）			
	本社所在地	都道府県		市区町村	
		番地等			
		電話番号	— —		
貴社との取引窓口	事業所名等				
貴社との取引内容					

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。 ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

記入例 (表面)

提出用

消費税の転嫁拒否等に関する調査（令和3年度）

公正取引委員会・中小企業庁

- 貴社がこの調査に協力したこと及び貴社の回答内容について、貴社の取引先事業者には知らせることは一切ありません。また、貴社の回答内容について、この調査の目的以外に使用することも一切ありません。官公庁のみが守秘義務に基づき適切に使用します。
- 取引先事業者へ調査を行う場合は、この調査に回答した事業者が特定されないように、様々な工夫をしていますので、安心してありのままの事実を回答してください。
- 回答は任意です。個人事業者や一般消費者との取引のみを行っている場合や、問題のある行為をしている取引先事業者がない場合は、回答及び返送の必要はありません。
- 記入の際は、「記入例」を御覧ください。また、消せるボールペンを使用しないでください。

1. 一般消費者への商品の販売やサービスの提供は、消費税転嫁対策特別措置法の対象外となっておりますので、回答の必要はありません。

2. この回答用紙に記入していただいた日です。

回答用紙記入日 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

- A 回答内容の確認に御協力いただける場合は、可能な範囲で記入してください。休業、廃業、合併等により、事業を行っていない又は会社が存在しない場合には、下記の「貴社の企業番号」とチェック欄へ「レ点」を記入し、返送のご協力をお願いします。

貴社	フリガナ	○○ ○○
	回答された方の氏名	○○ ○○ (企業名は記入不要)
	電話番号（携帯電話可）	○○○ - ○○○○ - ○○○○
	貴社の企業番号 右上に「協力依頼」と記載している文書に印字しています	J又はKから始まる8桁の記号番号 J K ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ →返送してください。

3. 右上に「協力依頼」と書かれた文書を同封しておりますので、そちらに記載されたJ又はKから始まる記号番号を記入してください。

以下、貴社が取引先（法人事業者）に販売する商品又は提供する役務（サービス）及び当該取引先（法人事業者）についてお伺いします。

4. 法人事業者との取引で、かつ、貴社が販売・提供する取引について回答してください。
なお、貴社が購入・提供を受ける取引は、この調査の対象ではありません。

- B 貴社の取引先に、法人事業者はいますか。【1又は2のいずれかを○で囲んでください】

1 はい（いる）	（記入後→「C」へ）
2 いいえ（いない）	（この調査の対象外となりますので、返信の必要はありません。）

- C 貴社が取引先（法人事業者）へ販売する商品又は提供するサービスの価格は、どのように決められていますか。【1又は2のどちらかを○で囲んでください。】

1 「税込み（内税）」で決められているものがある。	（記入後→「D」へ）
例 110円（税込み）	
2 全て「税抜き（外税）」で決められている。	（記入後→裏面「E」へ）
例 100円（本体価格）+10円（消費税）	

5. 「税込み（内税）」で決められていた価格について、消費税率の引上げに伴い、どのように変化したのか、それぞれの例を御確認いただき、回答をお願いします。

- D 「C」で「1」に○をされた方にお尋ねします。「税込み（内税）」で決められている価格は、令和3年3月31日までの間において、どのような変化がありましたか。【該当する番号の全てを○で囲んでください】（記入後→裏面「E」へ）

1 価格を据え置かれたものがある。（軽減税率の対象になるものは除く）	
例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 108円（税込み）	
2 価格を下げられたものがある。	
例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 100円（税込み）	
3 消費税率引上げ分の一部のみ上がっているものがある。	
例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 109円（税込み）	
4 全ての税込み（内税）価格が消費税率引上げ分、上がっている。	
例 令和元年9月以前 108円（税込み）⇒令和元年10月以後 110円（税込み）	

6. 「据え置かれた」とは、「税込み（内税）」で決められた価格が消費税率引上げ前後で変わっていない場合のことをいいます。

裏面に続きます↓

7. 「4 全て～消費税率引上げ分、上がっている」場合には、記載例のほかにも、「税込み（内税）」から「税抜き（外税）」に変わり、消費税率引上げ分が適正に上乗せされている場合も含まれます。
具体的には、以下のような場合です。

令和元年9月以前 108円（税込み）
⇒令和元年10月以後 100円（本体価格）+10円（消費税）

記入例 (裏面)

- E** 令和3年3月31日までの間において、貴社は、取引先（法人事業者）から、次のいずれかの行為を受けたことがありますか。【該当する番号を全て○で囲んでください。】

（記入後→「F」へ）

1	代金の支払い時に、消費税相当額の全部／一部が支払われなかった。 例 注文書で「100円(税別)」「100円+税」となっているのに、100円しか支払われない／旧税率で支払われた。
2	消費税率の引上げに際して、本体価格を下げられた。 例 令和元年9月まで100円+税8円だったが、10月から99円+税9円になった。
3	取引先から、消費税相当額を支払う代わりに、商品の購入又はサービスの利用、利益の提供を求められた。 例 消費税率の引上げに際して、値札の付け替え作業を無償で求められた。
4	税抜価格(本体価格)での交渉にに応じてもらえず、税込価格での交渉をされた。 例 税込価格での見積書を再提出させられた、税込価格しか記載できない様式の使用を余儀なくされた。
5	「1」～「4」のような行為は受けたことがない。

- F** 「D」の「1」～「3」、「E」の「1」～「4」のいずれかに○をされた場合、貴社が「D」及び「E」で回答した行為について、取引先（法人事業者）から行為を受けた時期・具体的内容を記入してください。（記入後→「G」へ）

行為を受けた時期	○ 年 ○ 月頃
（取引先（法人事業者）から受けた行為の具体的内容を記入してください。）	
（例1）販売した○○（商品）について、消費税率引き上げ分について支払われず、据え置きにされた。 （例2）○○（部課）に対し販売する○○（商品）について、税抜き価格による価格交渉を求めたが、に応じてもらえず、税込みで価格を決定された。	

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、依頼文書やメール、交渉の状況等を記載したメモなどのコピーを添付することもできます。

- G** 「D」の「1」～「3」及び「E」の「1」～「4」のいずれかに○をされた場合、取引先（法人事業者）の情報を、可能な範囲でなるべく詳しく記入してください（複数記入可）。

問題のある取引先 法人事業者	フリガナ	○○カブシキカイシャ			
	名称	○○株式会社			
	主な事業	（例：小売業、卸売業、製造業、建設業、運輸業など） 小売業			
	本社所在地	都道府県	○○県	市区町村	○○市
		番地等	○○町○丁目○番○号		
		電話番号	○○○	—	○○○○ — ○○○○
	貴社との取引窓口	事業所名等	本社商品部 ○○バイヤー		
貴社との取引内容	衣料品の納入				

※ 記述に代えて、又は記述に加えて、ホームページを印刷したものなど（名称・所在地がわかるもの）を添付することもできます。

設問は以上です。ご協力ありがとうございました。回答用紙・添付資料は、同封の返信用封筒に入れて、郵送にて提出してください。切手は不要です。

8. 設問D及びEで回答いただいた行為について、可能な範囲で、具体的に記入してください。同封のパンフレット（カラー刷り）の2～3ページも参考にしてください。また、関連する資料を同封することもできます。

9. 設問D～Fで回答いただいた行為をした取引先（法人事業者）について記入してください。各欄とも、お分かりになる範囲で構いません。また、関連する資料を同封することもできます。

10. 全国に同じ名称の事業者が多数存在している場合があります。契約書や支払通知書などに記載されている名称や住所などを詳しく記入いただきますようお願いします。



- この郵便物（調査票）は、貴社が取引先
法人事業者から、消費税の転嫁拒否等の法
律上問題のある行為を受けていないか（被
害を被っていないか）の実態を把握するた
めに、随時発送しているものです（回答は
任意です。）。
- 回答は、郵送（返信用封筒）のほか、イ
ンターネットでも受け付けています。右記
の二次元コードも御利用ください。→
- この調査に関して、**官公庁の職員が、年
齢や所得などの個人情報を知ることは一切
ありません。御注意ください。**



（差出人）

中小企業庁

事業環境部 消費税転嫁対策室

〒100-8912

東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

お問い合わせ先（令和4年3月31日まで）

公正取引委員会・中小企業庁「照会センター」

照会専用ナビダイヤル：0570-050-510

受付時間：平日9時～18時（年末年始を除く）

固定電話からナビダイヤルにおかけいただいた場合、通話料金は、全国どこからでも、3分間8.5円（税込み9.35円）の御負担となります。なお、050から始まるIP電話や携帯電話及びPHSからおかけの場合は、03-5539-0419も御利用いただけます（通常の通話料金になります）。回答期限までは十分期間を設けておりますので、電話がかかりづらい場合は後日おかけ直しくださいますようお願いいたします。

執行額と運用実績の経年比較（公取部分）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	累計
A. 書面調査執行額【円】	498,136,245	567,761,196	389,491,105	384,656,333	369,773,752	434,026,288	408,974,967	3,052,819,886
B-1. 書面調査発送数	6,989,137	6,439,149	6,152,006	6,249,020	6,189,821	6,553,736	6,441,402	45,014,271
B-2. 発送数のうち公取 予算相当分(B-1×0.5)	3,494,569	3,219,575	3,076,003	3,124,510	3,094,911	3,276,868	3,220,701	22,507,136
C. 勧告件数	19	13	6	5	5	6	5	59
D. 指導件数（公取分）	316	349	362	370	295	743	280	2,715
E. 原状回復額【円】	411,530,000	674,440,000	929,570,000	810,080,000	815,170,000	3,821,220,000	732,576,026	8,194,586,026
F. 原状回復を行った事業者数	228	333	293	357	273	276	279	2,039
G. 原状回復を受けた事業者数	33,094	25,059	36,137	21,698	45,072	68,951	46,504	276,515
H. 違反事業者1社当たりの原状回復額【円】(E/F)	1,804,956	2,025,345	3,172,594	2,269,132	2,985,971	13,845,000	2,625,721	

消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査結果の推移について（価格転嫁の状況）

	H26. 4	H27. 4	H28. 4	H29. 5	H30. 5	R1. 6	R2. 5	R3. 2
A. 全て転嫁できている	79. 0%	85. 5%	83. 4%	88. 6%	88. 3%	86. 6%	88. 5%	90. 5%
B. 一部転嫁できている	13. 1%	8. 4%	8. 1%	5. 0%	5. 1%	5. 3%	4. 7%	3. 6%
C. 全く転嫁できていない	3. 8%	3. 7%	3. 8%	1. 9%	2. 1%	2. 5%	1. 8%	1. 4%
D. その他（経営戦略上、転嫁しなかった場合など）	4. 1%	2. 4%	4. 7%	4. 6%	4. 6%	5. 6%	5. 0%	4. 5%

※ 本表は、経済産業省において、平成26年4月の消費税率引上げを踏まえ、転嫁状況を定期的にモニタリングするために実施している「消費税の転嫁実施状況に関するモニタリング調査」（事業者へのアンケート）結果をまとめたもの。

※ 対象事業者数は、東京商エリサーチに登録されている事業者のうち無作為抽出した40,000者。

消費税転嫁対策特別措置法の運用による影響等について

措置を採ったことによる影響

- 1 情報通信業を営むA社に対し立入検査を実施したところ、当該事業者は既に違反行為を取りやめていた。同社の加盟業界団体は、傘下企業が公正取引委員会から勧告を受けたため、消費税転嫁対策特別措置法の遵守と再点検を促す書面を加盟各社に発出しており、当該立入検査先は、この要請文書に基づき、自主的に、従来内税で定めていた委託料を外税方式に改めるとともに、支払金額を是正した。
- 2 サービス業を営むB社に対し、買いたたき行為について指導を行ったところ、同じ業界団体に所属する同業他社が、当該指導の事実を知り、自社が現在行っている行為が消費税転嫁対策特別措置法に違反することに気が付き、違反行為を取りやめるとともに公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 3 製造業を営むC社に対し、買いたたき行為について指導を行ったところ、当該事業者の親会社及びそのグループ会社十数社が、同様の違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 4 情報通信業を営むD社に対し、買いたたき行為について指導を行ったところ、同社のグループ会社数社が、違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 5 大規模小売事業者であり、食品、日用品等の小売業を営む事業者E社に対し、買いたたき行為について勧告・公表を行ったところ、新聞報道で当該事件を知った大規模小売事業者である同業他社が、自社でも同様の行為を行っていることを確認したため、公正取引委員会に相談に赴いた。
- 6 情報通信業を営むF社に対し、買いたたき行為について勧告・公表を行ったところ、その直後、新聞報道で当該事件を知った同業他社が、自主的に社内点検を行い、違反行為を取りやめ、取引先に転嫁拒否額を支払うとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 7 生活関連サービス業を営むG社に対し、買いたたき行為について勧告・公表を行ったところ、その直後、複数の同業他社が、同様の違反行為を取りやめるとともに、公正取引委員会に当該経緯を報告した。
- 8 違反事件の端緒情報を申告した人に対し、なぜ申告するに至ったか確認したところ、「公取委が勧告した事件の報道を見て、申告する背中を押された」と話していた。なお、当該申告人から寄せられた情報は、別の新たな勧告事件の端緒情報となり、その後勧告・公表に至った。

- 9 ある事業者に対し勧告を行ったところ、当該事業者から公正取引委員会に対し、違反行為を受けていた特定供給事業者が、同社から原状回復があった旨の報告と合わせて、類似事件の申告が行われた。

書面調査等を行ったことによる影響

- 10 情報通信業を営むH社が、書面調査の調査票を受け取ったことを契機に社内点検を実施し、その結果発見された違反行為の取りやめ・是正と、取引先に対する転嫁拒否額の支払いを自主的に行った。
- 11 生活関連サービス業を営むG社に対し立入検査を実施したところ、当該事業者の親会社名で「今般、2014年当時の消費税の転嫁状況について、当社グループ各社に対する調査が増えています。当該調査において、消費税特措法が徹底されておらず行政指導を受ける可能性がある事案が発生しておりますので、他のグループ各社における消費税特措法遵守状況について緊急点検をさせていただくものです」と記載された文書が確認された。また、当該事業者は、この文書を受け、立入検査前に、違反行為を取りやめ、取引先に対し、転嫁拒否額の大部分を支払っていた。

施策全体に対する評価

- 12 「書面による悉皆調査の意義は非常に大きい。被害者側にとっていつでも当局に対し申告ができるという状況それ自体が、消費税転嫁対策特別措置法違反行為に対する大きな抑止力になっていると感じる。多くの予算がかけられていることと思うが、実施する価値のある取組である。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 13 「消費税の転嫁に関する調査票は頻繁に送られてくる記憶がある。頻繁な調査に価値があると思う。」(地方の有識者との懇談会)
- 14 「当社に消費税転嫁に関するアンケートが届いた。このアンケートは、事業者に消費税転嫁対策特別措置法について知るきっかけを与えたり、また、消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為を抑止させる効果もあると思う。」(地方の有識者との懇談会)
- 15 「役所から転嫁阻害を受けていないかといったヒアリングを受け感謝している。」(納入業者等へのヒアリング)
- 16 「大手の横暴は、ここに参加している皆さん受けているもの。公取としては、悉皆調査等を行って把握し、指導すべき」(地方の有識者との懇談会)

- 17 「消費税転嫁対策調査室を設置し、各種の取組を実施したことにより、消費税の転嫁拒否等の行為に対し迅速かつ厳正に対処するという公正取引委員会の方針が社会に伝わり、違反行為を抑止する効果が出ていると考えている。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 18 「公正取引委員会が消費税の円滑かつ適正な転嫁のために種々の取組を行っていることにより、事業者間取引においては消費税の転嫁がきちんと行われているというのが実感である。」(地方の有識者との懇談会)
- 19 「消費税転嫁対策特別措置法ではどのような行為が違反となるのかについての広報や、違反行為が行われた時に厳正に対処して発表することなど、公正取引委員会のきめ細かな情報発信により、消費税率引上げ分はスムーズに転嫁されているとの印象を持っており、公正取引委員会の活動を評価している。」(独占禁止政策協力委員からのヒアリング)
- 20 「消費税率引上げに際して、消費税分を減額してほしいとの要請はなかった。業界団体に加盟する各社は、貴委員会のおかげであると話している。」(納入業者等へのヒアリング)
- 21 「前回の税率アップの際にはいろいろありましたが、今回の増税は現時点では全く転嫁拒否の話はありません。ピタッと無くなっています。法律ができたことや公取さん、中企庁さんの監視の動きが新聞などマスコミ報道され、それが効いているものと思う。助かっています。」(書面調査回答者へのヒアリング)
- 22 「平成26年4月の消費税率5パーセントから8パーセントへの引上げについては、現状、転嫁できていないという声は聞こえておらず、公取のおかげであると思っている。今後もしっかりと目配せしてほしい。」(事業者団体からのヒアリング)
- 23 「消費税率が5パーセントから8パーセントに引き上げられた平成26年当時は、転嫁Gメンの働きや公正取引委員会による特措法違反事件の勧告公表により、大手販売業者をはじめとしてコンプライアンス意識を高め、買ったたき等の転嫁拒否行為は、殆ど発生しなかった。」(事業者団体からのヒアリング)
- 24 「スーパー、量販店等の大手小売りに、納入する組合員は多いが、消費税の転嫁は外税で行われている。税率が8%に引き上げる平成26年4月1日前後に、今回の場合は政府が強力に転嫁拒否を取り締まったことで、特に大規模小売業者からの圧力に耐えることができた。公取委の活躍には業界としても感謝している。大規模小売が価格に転嫁させない行為(買ったたき)等を行えなかったことで、ましてや、他の納入事業者からは問題となる行為があったとの報告は受けていない。」(納入業者等へのヒアリング)

- 25 「今回の８％へ消費税率が引き上げられたときは、公正取引委員会が消費税の転嫁について広報し、転嫁の状況をきちんと監視してくれたおかげと、我々業界における公正取引協議会で転嫁カルテルを申請したことで、取引先とは品質で商談ができ、本体価格で取引が成立して、それに８％の消費税を転嫁するということが確実にできている」（地方の有識者との懇談会）
- 26 「本体価格で価格交渉をしており、本体価格に８パーセントを乗じた額を加えて請求し、請求額どおり支払われているので、問題なく消費税率の引上げ分を転嫁できている。これは、公正取引委員会の活動のおかげであり、消費税率が10パーセントに引き上げられる際も、問題は起きないと思う。」（下請取引等改善協力委員からのヒアリング）
- 27 「消費税の転嫁拒否等への対策について、消費税率が５パーセントに引き上げられた際には取引先から多くの値下げ要請があったが、消費税率が８パーセントに引き上げられた際にはそういった要請は全くなく、非常に大きな効果があった。消費税率が10パーセントに引き上げられる際には８パーセントに引き上げられた際と同様に対応いただくことを望む。」（下請取引等改善協力委員からのヒアリング）
- 28 「消費税転嫁対策特別措置法に関する中小事業者からの苦情の声は減ってきていると感じる。公正取引委員会の取組が一定の成果をもたらしたものと思う。」（独占禁止政策協力委員からのヒアリング）
- 29 「消費税引上げの都度、消費税を転嫁できなくて困っていた。今回は政府の方も取り締まるような法律をつくり心強い。」（納入業者等へのヒアリング）
- 30 「特措法を恒久法として、貴委員会が目を光らせるとともに、総額表示を見直し、外税表記を恒久化してもらいたいと考えている。」（事業者団体からのヒアリング）

事業番号 2021 - 公取 - 20 - 0009

令和3年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	外部専門家を活用したデジタル分野の情報収集			担当部局庁	経済取引局	作成責任者			
事業開始年度	令和2年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	デジタル市場企画調査室	寺西 直子			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-			関係する 計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場において、競争政策の有効かつ適切な推進を図り、もってデジタル市場における公正かつ自由な競争を促進することを目的とする。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	外部の専門家として、例えば、工学系の学識経験者、デジタル分野の実務に詳しい者などを積極的に活用し、デジタル市場における競争政策上の論点整理や課題の検討、デジタル市場に関する国内外の情報収集を幅広く行う。								
実施方法	直接実施								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
		補正予算	-	-	-	5,9			
		前年度から繰越し	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-				
		予備費等	-	-	-				
		計	0	0	16	5,9	0		
	執行額				4.2				
	執行率 (%)		-	-	26%				
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		-	-	26%				
	令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由			
委員等旅費		3.6							
諸謝金		2.3							
計		5.9	0						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標		成果指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
	-		成果実績	-	-	-	-	-	-
	-		目標値	-	-	-	-	-	-
	-		達成度	%	-	-	-	-	-
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-								
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載							チェック		
定量的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績					
	デジタル市場における競争政策が推進された程度について、定量的な目標を設定することは困難であるため。			変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場において、競争政策を有効かつ適切に推進を図るために、外部の専門家を積極的に活用して、デジタル市場における競争政策の検討・情報収集を行う。 達成状況・実績について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、有識者による海外での実地調査は実施できなかったものの、当委員会の職員が様々な有識者と意見交換することを通じて、デジタル分野の情報収集を効果的かつ効率的に実施した。					

標の設定が困難な場合	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 年度
		変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場に関する情報収集を積極的に行う。	有識者との意見交換回数	実績	回	-	-	75	-	-
				目標値	回	-	-	42	42	-
				達成度	%	-	-	188	-	-
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3年度	目標最終年度 年度
		変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場に関する情報収集を積極的に行う。	有識者による海外での実地調査回数	実績	回	-	-	0	-	-
				目標値	回	-	-	3	1	-
				達成度	%	-	-	0	-	-
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込
		有識者との意見交換回数	活動実績	回	-	-	75	-	-	
			当初見込み	回	-	-	42	42		
	活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	4年度活動見込
		有識者による海外での実地調査回数	活動実績	回	-	-	0	-	-	
			当初見込み	回	-	-	3	1		
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	執行額／有識者との意見交換回数	単位当たりコスト	円/1回	-	-	55,525	65,524			
		計算式	円/回	-	-	4,164,350/75	2,752,000/42			
単位当たりコスト	算出根拠			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
	執行額／有識者による海外での実地調査回数	単位当たりコスト	回/1回	-	-	-	3,161,000			
		計算式	円/回	-	-	0/0	3,161,000/1			

政策評価	政策	競争政策の普及啓発等 3									
	施策	デジタル市場における競争環境の整備 3-6									
	測定指標	定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 年度	目標年度 年度	
				実績値	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	
		定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
		デジタル市場に関する実態調査結果の公表によるデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止状況		実態調査結果の公表を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	令和3年度	実態調査結果の公表を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図る。					
						施策の進捗状況(実績)					
						令和2年4月に「デジタル広告の取引実態に関する中間報告書」、令和3年2月に「デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書」を公表した。					
		定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)					
デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討によるデジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進の状況		デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討を通じて、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。	令和3年度	デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討を通じて、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。							
				施策の進捗状況(実績)							
				令和3年3月、デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」を公表した。							
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
外部専門家を活用することで、デジタル市場に関する情報収集を効率的かつ効果的に実施できるようになる。											
新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野:	-								
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)			単位	計画開始時 年度	2年度	3年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
				成果実績	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-		
	(第二階層) KPI	KPI (第二階層)			単位	計画開始時 年度	2年度	3年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度	
				成果実績	-	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-		
	本事業の成果と取組事項・KPIとの関係										
-											

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国民や社会にとって重要な存在となっているデジタル市場については、これまで政府全体で、競争政策、情報政策、消費者政策など、様々な政策的観点から取組が進められているところ、公正取引委員会として、デジタル市場における競争政策を有効かつ適切に推進することは、国民や社会のニーズを的確に反映していると考ええる。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	デジタル市場における競争政策に関する検討については、実際に競争政策を実施する公正取引委員会が、外部の専門家から専門的な知見の提供を受けつつ、競争政策上の課題や論点の整理を進めていくことが効果的と考ええる。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場において、競争政策を有効かつ適切に推進を図っていくためには、外部の専門家を積極的に活用して、検討・情報収集を進めていくことが必要かつ適切であり、優先度が高い事業と考える。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先は、外部専門家であり、各人の活動実績などを踏まえた上で選定を行っている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	謝金は、規則・統一単価に基づいて支出している。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	
	不用率が多い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	○	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	△	新型コロナウイルス感染症の影響により、有識者による海外での実地調査は実施できなかったものの、当委員会の職員が様々な有識者と意見交換することを通じて、デジタル分野の情報収集を効果的かつ効率的に実施した。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	公正取引委員会の職員が、外部専門家を活用せず、自ら情報を収集する場合と比較して、効果的かつ効率的に実施することができた。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	新型コロナウイルス感染症の影響により、有識者による海外での実地調査については見込みを下回ったものの、有識者との意見交換については見込みを上回ることができた。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	公正取引委員会は、作成された報告書を当委員会のウェブサイト上で公表するとともに、各方面から要望に応じて講演活動を行っている。
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
関連事業	所管府省名	事業番号	
		事業名	

点検・改善結果	点検結果	令和2年度においては、外部専門家へのヒアリングなどを通じて、デジタル分野の情報収集を効率的かつ効果的に実施することができた。デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進という政策の必要性・重要性に鑑み、引き続き、事業を継続することが適当である。		
	改善の方向性	変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場において、競争政策の有効かつ適切な推進を図ることができるよう、引き続き、デジタル分野の情報収集を効率的かつ効果的に実施していく。		
外部有識者の所見				
行政事業レビュー推進チームの所見				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況				
備考				
<令和2年度に公表した報告書(デジタル市場企画調査室)> ・(令和2年4月28日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(中間報告) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/200428_1.html ・(令和3年2月17日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(最終報告) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210217.html ・(令和3年3月31日)デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital.html				
関連する過去のレビューシートの事業番号				
平成22年度				
平成23年度				
平成24年度				
平成25年度				
平成26年度				
平成27年度				
平成28年度				
平成29年度				
平成30年度				
令和元年度				
令和2年度	公正取引委員会	- 新02	- 0001	

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
 (資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
 (単位: 百万円)

公正取引委員会
(4.2百万円)

[
研究会・ヒアリングの実施
調査の依頼
]

↓

Aデジタル分野の専門家(56名)
4.2百万円

[
研究会・ヒアリングへの参加
調査報告書執筆
]

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A.			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計			0	計		

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	個人A		調査報告書執筆	0.6				
2	個人B		研究会・ヒアリングへの参加、調査報告書執筆	0.6				
3	個人C		研究会・ヒアリングへの参加、調査報告書執筆	0.5				
4	個人D		調査報告書執筆	0.5				
5	個人E		研究会・ヒアリングへの参加、調査報告書執筆	0.4				
6	個人F		調査報告書執筆	0.2				
7	個人G		研究会・ヒアリングへの参加	0.1				
8	個人H		研究会・ヒアリングへの参加、調査報告書執筆	0.1				
9	個人I		研究会・ヒアリングへの参加	0.1				
10	個人J		研究会・ヒアリングへの参加	0.1				

事業番号 2021 - 公取 - 20 - 0010

令和3年度行政事業レビューシート (公正取引委員会)

事業名	外部機関を活用したデジタル分野の情報収集			担当部局庁	経済取引局		作成責任者			
事業開始年度	令和2年度	事業終了 (予定) 年度	終了予定なし	担当課室	デジタル市場企画調査室		寺西 直子			
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-			関係する 計画、通知等	-					
主要政策・施策	-			主要経費	その他の事項経費					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場において、競争政策の有効かつ適切な推進を図り、もってデジタル市場における公正かつ自由な競争を促進することを目的とする。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	外部の機関として、例えば、民間の経済研究所などの協力を得て、デジタル市場に関する特定の情報の収集を行い、デジタル市場における競争政策に関する検討に活用する。									
実施方法	直接実施、委託・請負									
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	当初予算	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求			
		補正予算	-	-	-	6				
		前年度から繰越し	-	-	-					
		翌年度へ繰越し	-	-	-					
		予備費等	-	-	-					
		計	0	0	10	6	0			
	執行額				6.3					
	執行率 (%)		-	-	63%					
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合 (%)		-	-	63%					
	令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由				
経済実態等調査費		6								
計		6	0							
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3 年度	目標最終年度 年度	
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	-									
成果目標及び成果実績(アウトカム)欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙1】に記載								チェック		
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由及び定量的な成果目標	定量的な目標が設定できない理由			定量的な成果目標と平成30～令和2年度の達成状況・実績					
		デジタル市場における競争政策が推進された程度について、定量的な目標を設定することは困難であるため。			変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場において、競争政策を有効かつ適切に推進を図るために、外部の機関の協力を得て、デジタル市場に関する情報収集を行う。 達成状況・実績について、令和2年度は外部機関が販売している書籍・レポートの購入などを通じて、デジタル分野の情報収集を効果的かつ効率的に実施した。					
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 3 年度	目標最終年度 年度
		外部の機関の協力を得て、デジタル市場に関する情報収集を行う。	外部の機関による情報収集の実施件数	実績	件	-	-	2	-	-
				目標値	件	-	-	1	-	-
				達成度	%	-	-	200	-	-

活動指標及び活動実績 (アウトプット)		活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込	
		外部の機関による情報収集の実施件数	活動実績	件	-	-	2	-	-	
			当初見込み	件	-	-	1	1	-	
単位当たりコスト		算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込		
		執行額／外部の機関による情報収集の実施件数	単位当たりコスト	円/1件	-	-	3,170,795	6,000,000		
			計算式	円/件	-	-	6,341,590/2	6,000,000/1		
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策評価	政策	競争政策の普及啓発等 3							
		施策	デジタル市場における競争環境の整備 3-6							
		定量的指標			単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 年度	目標年度 年度
		-	実績値	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
		定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		デジタル市場に関する実態調査結果の公表によるデジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止状況	実態調査結果の公表を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図る。	令和3年度	実態調査結果の公表を通じて、デジタル市場における独占禁止法違反行為の未然防止を図る。					
					施策の進捗状況(実績)					
					令和2年4月に「デジタル広告の取引実態に関する中間報告書」、令和3年2月に「デジタル広告分野の取引実態に関する最終報告書」を公表した。					
		定性的指標		目標	目標年度	施策の進捗状況(目標)				
		デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討によるデジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進の状況	デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討を通じて、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。	令和3年度	デジタル市場に関する情報収集及び競争政策上の論点・課題の整理・検討を通じて、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進を図る。					
					施策の進捗状況(実績)					
					令和3年3月、デジタル市場における競争政策に関する研究会報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」を公表した。					
		本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
		外部機関を活用することで、デジタル市場に関する情報収集を効率的かつ効果的に実施できるようになる。								
	新経済・財政再生計画改革工程表 2020	取組事項	分野	-						
		(第一階層)	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 年度	2年度	3年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	-	-
		(第二階層)	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 年度	2年度	3年度	中間目標 年度	目標最終年度 年度
			-	成果実績	-	-	-	-	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	-
				達成度	%	-	-	-	-	-
		本事業の成果と取組事項・KPIとの関係								
		-								

事業所管部局による点検・改善			
	項 目	評 価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国民や社会にとって重要な存在となっているデジタル市場については、これまで政府全体で、競争政策、情報政策、消費者政策など、様々な政策的観点から取組が進められているところ。公正取引委員会として、デジタル市場における競争政策を有効かつ適切に推進することは、国民や社会のニーズを的確に反映していると考ええる。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	デジタル市場に関する情報収集については、実際に競争政策を実施する公正取引委員会が、外部の機関の協力を得つつ、進めていくことが効果的と考える。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場において、競争政策を有効かつ適切に推進を図っていくためには、外部の機関の協力を得て、デジタル市場に関する情報収集を進めていくことが必要かつ適切であり、優先度が高い事業と考える。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	支出先の選定に当たっては、相見積りを原則とすることにより、競争性の確保とコストの削減を図っている。
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	また、書籍・レポートの購入では、販売元が1社しか存在しないため、競争性のない随意契約(特命随意契約)となったものがあつた。
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有	なお、下記の支出先上位10者リストに入っていないが、速記録の作成に係る支出があり、その際の速記録作成先の選定については、法務省との共同調達(一般競争入札)によっている。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	-	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	相見積りを原則とすることにより、競争性の確保とコストの削減を図っている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	費目・使途は、書籍・レポートの購入などであり、デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進のために真に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	外部機関が販売している書籍・レポートの購入などを通じて、デジタル分野の情報収集を効果的かつ効率的に実施した。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	公正取引委員会の職員が、外部機関を活用せず、自ら情報を収集する場合と比較して、効果的かつ効率的に実施できた。
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	令和2年度は、①アルゴリズム/AI(「デジタル市場における競争政策に関する研究会」の研究テーマ)に関する情報収集、②デジタル分野における今後の課題の整理・検討に必要な情報収集の合計2件を実施し、見込みを上回ることができた。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	公正取引委員会は、作成した報告書を公正取引委員会のウェブサイト上で公表するとともに、各方面から要望に応じて講演活動を行っている。

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-
	所管府省名	事業番号	事業名
点検・改善結果	点検結果	令和2年度においては、外部機関が販売している書籍・レポートの活用などを通じて、デジタル市場に関する情報収集を効率的かつ効果的に実施することができた。デジタル市場における競争政策の有効かつ適切な推進という政策の必要性・重要性に鑑み、引き続き、事業を継続することが適当である。	
	改善の方向性	変化が激しく、かつ、高い専門性が求められるデジタル市場において、競争政策の有効かつ適切な推進を図ることができるよう、引き続き、デジタル分野の効率的かつ効果的な情報収集を実施していく。	
外部有識者の所見			
行政事業レビュー推進チームの所見			
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
備考			
<令和2年度に公表した報告書(デジタル市場企画調査室)> ・(令和2年4月28日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(中間報告) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/apr/200428_1.html ・(令和3年2月17日)デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(最終報告) https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210217.html ・(令和3年3月31日)デジタル市場における競争政策に関する研究会 報告書「アルゴリズム/AIと競争政策」について https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210331_digital.html			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年度			
平成23年度			
平成24年度			
平成25年度			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度	公正取引委員会 - 新02 - 0002		

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

公正取引委員会
(6.3百万円)

外部機関を活用した情報収集

↓

【随意契約(少額)等】

A民間事業者(17社)
6.3百万円

書籍・レポートの販売
 専門講座の販売
 機械翻訳サービスの提供など

費目・使途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)	A. インターナショナルデータコーポレーションジャパン株式会社			B.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	経済実態等調査費	書籍・レポートの購入	1.2			
計		1.2	計		0	

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載

☐ チェック

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	インターナショナルデータコーポレーションジャパン株式会社	4010001088303	書籍・レポートの購入	1.2	随意契約(少額)			
2	株式会社富士キメラ総研	9010001055406	書籍・レポートの購入	1	随意契約(少額)			
3	スキルアップAI株式会社	2011001122086	デジタル分野の専門講座の受講	0.8	随意契約(その他)			
4	株式会社ロゼッタ	1010001088074	機械翻訳サービスの購入	0.7	随意契約(少額)			
5	株式会社イワナシ	6011101030094	備品の購入	0.6	随意契約(少額)			
6	株式会社グローバルインフォメーション	4020001065144	書籍・レポートの購入	0.5	随意契約(少額)			
7	株式会社三省堂書店	7010001016830	書籍・レポートの購入	0.3	随意契約(少額)			
8	株式会社アイ・ティ・アール	3011101047117	書籍・レポートの購入	0.3	随意契約(その他)			
9	エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社	7010001130664	デジタル分野の専門講座の受講	0.2	随意契約(少額)			
10	株式会社タハラオフィスプランニング	5010001022285	備品の購入	0.2	随意契約(少額)			

令和３年度行政事業レビューに係る行動計画

令和３年４月９日

公正取引委員会

令和３年度の公正取引委員会における行政事業レビューについては、「行政事業レビュー実施要領」（平成２５年４月２日行政改革推進会議策定，令和３年３月２６日改正）等によるほか，本行動計画によって定める取組体制，スケジュール等により実施するものとする。

第１ 行政事業レビューの取組体制

１ 行政事業レビュー推進チーム

行政事業レビュー推進チーム（以下「チーム」という。）を設置し，チームが責任を持って行政事業レビュー（以下「レビュー」という。）を実施する。

(1) チームの構成

チームの構成員は，以下のとおりとする。

総 括 責 任 者：官房政策立案総括審議官

副総括責任者：官房総務課長

メ ン バ ー：官房総務課会計室長，官房参事官，官房人事課長，
経済取引局総務課長，経済取引局取引部取引企画課長，
審査局管理企画課長

事 務 局：官房総務課，官房総務課会計室

(2) チームの取組

チームは，以下の取組を行う。

- ① 事業所管部局による行政事業レビューシート（以下「レビューシート」という。）の適切な記入及び厳格な自己点検の指導
- ② 外部有識者の点検を受ける事業の選定及び外部有識者からの点検結果の聴取
- ③ 外部有識者による公開の場での点検（以下「公開プロセス」という。）の対象となる事業の選定及び点検結果の聴取
- ④ 前記①から③を踏まえた事業の厳しい点検（サマーレビュー）及び点検結果（所見）の取りまとめ
- ⑤ チーム所見を踏まえた事業の改善状況の点検
- ⑥ 概算要求への反映状況の確認及び取りまとめ
- ⑦ 優良な事業改善の取組の積極的な評価

2 行政事業レビュー外部有識者会合

外部有識者によって構成される行政事業レビュー外部有識者会合（以下「外部有識者会合」という。）を設置し、外部有識者それぞれの特性や専門性を十分に活用したレビューを実施する。

第2 取組の進め方

1 レビューシートの作成及び中間公表

(1) 事業単位の整理

令和2年度に実施した事業について、点検の対象となる事業の単位（以下「事業単位」という。）を整理する（人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。）。

(2) レビューシートの作成等

レビューシートは、事業所管部局が事業単位ごとに作成する。

(3) 事業所管部局による点検等

事業所管部局は、レビュー対象事業について、予算の支出先、使途、成果・活動実績等を踏まえ、厳正な点検を行い、その結果をレビューシートに記載する。

また、官房総務課会計室長は、事業所管部局が作成したレビューシートの内容について、厳正な自己点検が行われ、適切に記入されているか確認し、指導する。

(4) 中間公表

レビューシートは、記入可能な事項を記入の上、次の期日までに公正取引委員会のホームページ（以下「ホームページ」という。）において中間公表する。

ア 公開プロセスの対象となる事業は、原則として公開プロセス開始日の10日前

イ その他の事業は、原則6月末から7月上旬

2 外部有識者による点検

(1) チームは、外部有識者に点検を求める事業を選定した後、外部有識者会合を開催し、外部有識者に点検を求める。

(2) チームは、外部有識者に対し、事業を点検する上での留意点等を周知し、外部有識者が適切な点検を行えるよう十分な情報を提供するとともに、外部有識者の要請に応じて資料等を提供する。

(3) チームは、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所見欄に記入する。

- (4) 外部有識者会合の議事概要及び資料を速やかにホームページにおいて公表する。
- (5) 外部有識者の所見を概算要求に向けての事業の検討において活用するとともに、異なる対応を行う場合には、十分な説明責任を果たす。
- (6) 外部有識者による点検終了後、レビューの取組全般について、外部有識者が公正取引委員会委員長に対して、直接に講評を行う機会を設ける。

3 公開プロセス（実施する場合）

- (1) チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、事業の規模が大きいものなどのほか、公開の場で外部の視点による点検を行うことが有効と判断されるものを公開プロセスの候補事業とし、外部有識者の理解を得て対象事業を選定する。
- (2) 公開プロセスは、6月上旬から中旬までを目途に実施し、実施方法については行政改革推進本部事務局の定めに従う。

4 チームによる点検（サマーレビュー）及び概算要求等への反映

- (1) チームによる点検（サマーレビュー）
チームは、全ての事業について、厳正な点検を行い、点検結果を所見として、レビューシートの所見欄に記入する。
- (2) 概算要求等への反映
事業所管部局は、チームの所見を令和4年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。官房総務課会計室長は、事業所管部局がチームの所見を概算要求に適切に反映させているか確認し、指導する。
また、事業所管部局は、その反映状況等について、レビューシートに分かりやすく記入する。

5 点検結果の最終公表

- (1) レビューシートの最終公表
レビューと政策評価の一覧性に留意し、チームの所見、所見を踏まえた事業の改善点、令和4年度予算概算要求における要求額等を記入したレビューシートを、同年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。
- (2) 概算要求への反映状況の公表
チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、令和4年度予算概算要求の提出期限後1週間以内に公表する。

6 新規事業及び新規要求事業の取扱い

(1) レビューシートの作成及び公表

事業所管部局は、令和3年度に新規に開始した事業（以下「新規事業」という。）及び令和4年度予算概算要求において新規に要求する事業（以下「新規要求事業」という。）についても、記入可能な範囲でレビューシートを作成する（人件費、事務的経費等の個別事業と直接関連付けることが困難な共通経費を除く。）。

新規事業については令和2年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については令和4年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、それぞれ公表する。

(2) チームによる点検及び概算要求等への反映

チームは、新規事業及び新規要求事業について点検を行い、点検結果を所見としてレビューシートに記入する。また、事業所管部局は、チームの所見を令和4年度予算概算要求や予算執行等に的確に反映する。

(3) 概算要求への反映状況の公表

チームの所見の各事業への反映状況、反映額の総額等を取りまとめ、新規事業については令和2年度に実施した事業と同じ時期に、新規要求事業については令和4年度予算概算要求の提出期限後2週間以内に、それぞれ公表する。

7 その他レビューの実効性向上のための取組

(1) 優良な事業改善の取組の積極的な評価

チームは、事業所管部局による自主的な事業改善の取組のうち、優れた取組を優良事業改善事例として積極的に評価し、普及させる。

(2) 本計画の見直し

本計画は、進捗状況や他省庁の取組を参考とし、必要な場合には、適時、所要の見直しを行うものとする。

第3 令和3年度の取組のスケジュール

